

**第2次  
あま市男女共同参画プラン  
【素案】**

**令和3年12月  
あま市**

# 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....                   | 1  |
| 1 計画策定の趣旨と背景 .....                    | 1  |
| 2 計画策定の背景 .....                       | 2  |
| 3 計画の性格 .....                         | 3  |
| 4 第1次計画（改訂版）の検証 .....                 | 7  |
| 第2章 計画の基本的な考え方 .....                  | 13 |
| 1 計画の目標像と基本理念 .....                   | 13 |
| 2 計画の基本目標 .....                       | 14 |
| 3 計画の体系 .....                         | 16 |
| 第3章 基本計画 .....                        | 17 |
| 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革 .....         | 17 |
| 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進 .....         | 28 |
| 基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進 ..... | 41 |
| 基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり .....        | 57 |
| 数値目標 .....                            | 63 |
| 第4章 計画の推進 .....                       | 64 |
| 1 庁内における計画推進体制の充実 .....               | 64 |
| 2 市（行政）、市民、事業者等との連携 .....             | 64 |
| 3 計画推進のための進行管理と評価 .....               | 64 |
| 資料編 .....                             | 65 |
| 1 ワークショップ結果概要 .....                   | 65 |
| 2 男女共同参画をめぐる動き .....                  | 65 |
| 3 関連法規等 .....                         | 65 |
| 4 「第2次男女共同参画プラン」の策定経過 .....           | 65 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

我が国においては、平成 11（1999）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けました。

そして、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12（2000）年12月に「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。以降、時代の変化とともに計画が見直され、令和2（2020）年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を始め、法制度の整備により社会全体で女性の活躍に向けた動きは拡大したものの、政治経済分野での政策・方針決定過程への女性の参画の遅れや、固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が日本社会全体に残っており、女性を取り巻く問題は依然として多く、男女共同参画に関する取組の進展がいまだに十分ではありません。また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっており、我が国では令和元（2019）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が改正（令和2（2020）年に施行）されています。

これに加え、令和2（2020）年から続いている新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなっています。

本市では、平成 24（2012）年に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、10 年計画である「あま市男女共同参画プラン」を策定し、平成 29（2017）年に計画の改訂を行いました。

令和3年度をもって、第1次となる計画の計画期間が満了となるため、社会情勢の変化、第1次計画の実績、市民意識調査及び市民ワークショップの結果を通じ、男女共同参画に関する現状や課題を施策に反映させるとともに、より効果的な男女共同参画に向けた施策に取り組み、本市における男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進するため、「第2次あま市男女共同参画プラン」の策定を行います。

## 2 計画策定の背景

本市は、平成 22（2010）年に3町が合併して誕生しました。同年に、本市の今後4年間の取り組むべき施策の工程表として「まちづくりロードマップ」を策定し、その中で『共創による一体感のあるまちづくり』を基本項目に掲げ、男女共同参画推進条例の制定と計画の策定を施策として位置づけました。

その後、平成 24（2012）年に策定した「第1次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取組として『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、本市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

計画策定から5年が経過した平成 29（2017）年に、社会情勢の変化やそれまでの実績を踏まえ、課題に的確に対応し、時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、計画の見直しを行いました。

計画策定・見直しの状況や、毎年度の計画の実施状況は、「あま市男女共同参画審議会」で審議・報告し、市公式ウェブサイトに公開しています。

また、DV 防止については、2008（平成 20）年の DV 防止法の一部改正において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、また、「あま市男女共同参画推進条例」には、性別による権利侵害の禁止が明記されていることを踏まえて、本計画の「基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（あま市 DV 防止基本計画）」を位置づけ、暴力根絶のための施策を推進しています。

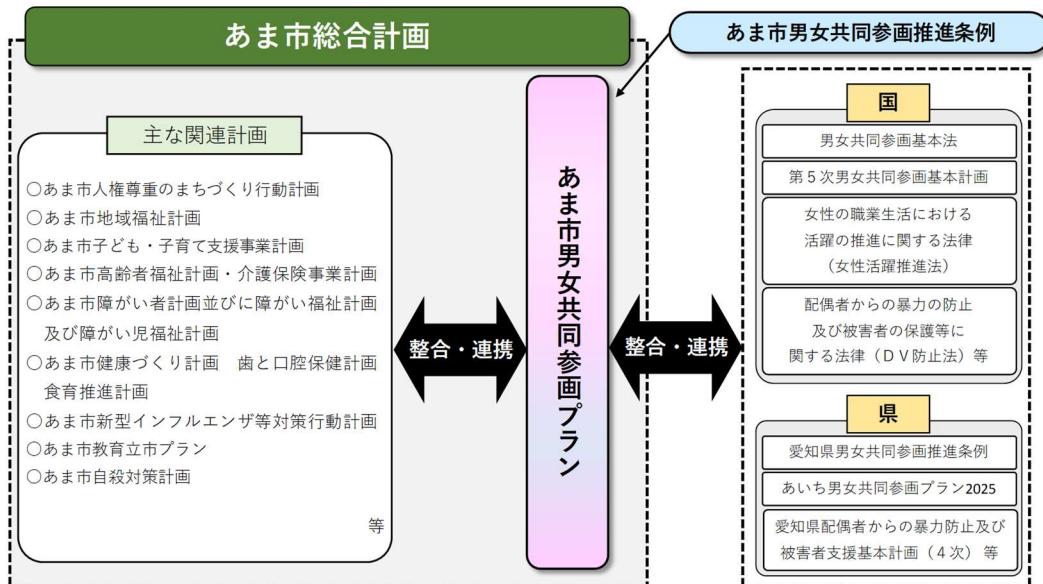
### 3 計画の性格

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。

本計画内において、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」も併せて策定します。

#### 【関連諸計画との関係】



#### (2) 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする、10年計画として策定します。



### (3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内の現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考え方として、以下の体制と方法で策定を行いました。

#### ① 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の男女共同参画の推進に関する必要事項について総合的に審議する機関であり、関係団体、人権擁護委員などから構成される「あま市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

また、府内においては「あま市人権施策推進本部」を設置し、第2次プランにおける具体的な男女共同参画の推進に関する施策を検討しました。

#### ② 男女共同参画に関する現状・意向の把握

「あま市男女共同参画プラン」に基づき実施している男女共同参画社会の実現に向けた施策の効果に対する検証や、市の現状、市民の人権に対する意識や意向を把握するために、令和2年度に「あま市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、男女共同参画に関する現状・課題や取組に関する意見交換を行うことを目的に、市民参加型のワークショップを実施しました。

#### 【あま市男女共同参画に関する市民意識調査概要】

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 調査対象  | あま市在住の20歳以上の市民から無作為抽出      |
| 調査期間  | 令和2年8月17日（月）から令和2年8月28日（金） |
| 調査方法  | 郵送による配布・回収                 |
| 配布数   | 3,000通                     |
| 有効回答数 | 1,146通                     |
| 有効回答率 | 38.2%                      |

## 【市民ワークショップ概要】

- 参加者：15名
- 内容：3グループに分かれ、グループごとにテーマについてワークショップを行う。

| 開催日                  | テーマ                                  |
|----------------------|--------------------------------------|
| 第1回<br>令和3年7月21日（水）  | 「男女共同参画」について<br>「男女共同参画社会の実現した姿」について |
| 第2回<br>令和3年8月19日（木）  | あま市における「男女共同参画社会実現に向けた課題」について        |
| 第3回<br>令和3年10月12日（火） | あま市における「男女共同参画社会実現に向けた課題」に対する解決策について |

※ワークショップで出た主な意見については、資料編に掲載

### ③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要であることから、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 意見募集期間 | 令和4年1月6日（木）から令和4年2月4日（金） |
|--------|--------------------------|

#### (4) SDGsについて

平成27（2015）年、国連において「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっており、SDGsの17の目標の中で、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が位置づけられています。

「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどがターゲットとして掲げられています。

本計画においては、SDGsの考え方を意識し、すべての取組は、SDGsの達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していきます。



## 4 第1次計画（改訂版）の検証

### （1）数値目標の評価

第1次計画（改訂版）で掲げた数値目標について、令和3年度の達成状況は以下のとおりです。

#### 基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本目標1の成果指標について、達成できた項目は「【市民意識の変化】「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合」のみであり、目標値53.0%に対して令和2年度に実施した市民意識調査では56.4%となっています。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】日常的な仕事をしない男性の割合（「主に女性が行う」と回答した人の割合）」の「子どもの世話」について、目標値は10.0%だったのに対し、令和2年度に実施した市民意識調査では33.3%と、第1次計画改訂版策定時の37.3%から大きく変化していない状況となっています。

| 評価指標   | 第1次計画<br>改訂版策定時   | 目標値                        | 令和3年度実績          |
|--|-------------------|----------------------------|------------------|
| 男女共同参画講演会の参加者数   | 230人<br>(平成26年度)  | 400人                       | 397人             |
| 【市民意識の変化】<br>「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合               | 44.2%<br>(平成27年度) | 53.0%                      | 56.4%<br>(令和2年度) |
| 【市民意識の変化】<br>日常的な仕事をしない<br>男性の割合<br>（「主に女性が行う」と<br>回答した人の割合） | 食事のしたく<br>子どもの世話  | 61.3%<br>(平成27年度)<br>37.3% | 38.0%<br>10.0%   |
| こんなちは赤ちゃん訪問実施割合  | 88.4<br>(平成27年度)  | 100.0%                     | 94.3%<br>(令和2年度) |
| 【市民意識の変化】<br>「自分の周りで子どもを虐待している<br>のではないか」と思ったことがある人の<br>割合   | 13.5%<br>(平成27年度) | 0.0%                       | —*               |

\*令和2年度の市民意識調査の項目から削除

【参考】児童虐待の早期発見と未然防止のための施策数

H24：6 H28：6 R2：8（教育相談センター設置、いじめ問題への対策強化）

## **基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実**

基本目標2の成果指標について、達成できた項目はありませんでした。

「幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率」や「人権教育講演会の参加者数」については、新型コロナウィルス感染症の影響で講座や講演会が当初の予定通りの開催ができなかったことが影響しています。

市民意識調査の変化について、令和2年度の市民意識調査の結果はいずれの項目も第1次計画改定版策定時から大きく変化しておらず、取組の一層の強化が必要となります。

| 評価指標  | 第1次計画<br>改訂版策定時    | 目標値    | 令和3年度実績          |
|---|--------------------|--------|------------------|
| 幼児期家庭教育講座の定員に対する<br>参加者率                    | 100.0%<br>(平成27年度) | 100.0% | 74.5%            |
| 【市民意識の変化】<br>家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合   | 32.8%<br>(平成27年度)  | 41.0%  | 33.5%<br>(令和2年度) |
| 人権教育講演会の参加者数                                | 800人<br>(平成27年度)   | 800人   | 308人             |
| 【市民意識の変化】<br>学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 61.2%<br>(平成27年度)  | 71.0%  | 61.7%<br>(令和2年度) |
| 【市民意識の変化】<br>地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合   | 33.7%<br>(平成27年度)  | 42.0%  | 34.3%<br>(令和2年度) |

### 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）

基本目標3の成果指標について、達成できた項目は「1歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数」、「保育所等利用待機児童数」、「保育所等利用待機児童数」となっています。引き続き、子育て支援の施策・取組の充実に努めます。

目標未達成の項目のうち、「審議会、委員会への女性登用率」、「一般行政職の女性管理職比率」については、第1次計画改訂版策定時に比べて割合が上昇しており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

一方、「あま市女性消防クラブ員数」について、令和3年度では19人と第1次計画策定時よりも減少しており、女性クラブ員の確保方策等取組内容の見直しを行い、改善していく必要があります。

| 評価指標  | 第1次計画<br>改訂版策定時    | 目標値    | 令和3年度実績                      |
|---|--------------------|--------|------------------------------|
| 審議会、委員会への女性登用率  | 21.0%<br>(平成28年度)  | 30.0%  | 27.5%                        |
| 一般行政職の女性管理職比率   | 15.2%<br>(平成28年度)  | 20.0%  | 18.2%<br>(令和2年度)             |
| あま市女性消防クラブ員数  | 25人<br>(平成28年度)    | 100人   | 19人                          |
| 【市民意識の変化】<br>女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合                | 46.5%<br>(平成27年度)  | 36.0%  | 47.2%                        |
| 【市民意識の変化】<br>女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合 | 61.4%<br>(平成27年度)  | 46.0%  | 56.0%                        |
| 1歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数                                       | 12施設<br>(平成27年度)   | 12施設   | 12施設                         |
| 延長保育実施保育園数  | 12施設<br>(平成27年度)   | 12施設   | 12施設                         |
| 保育所等利用待機児童数   | 0人<br>(平成27年度)     | 0人     | 0人                           |
| 介護予防教室の開催数<br>(一般介護予防事業)                                    | 277回<br>(平成27年度)   | 300回   | 36回 <sup>*</sup><br>(令和2年度)  |
| 介護予防教室の参加者数<br>(一般介護予防事業)                                   | 3,945人<br>(平成27年度) | 4,200人 | 230人 <sup>*</sup><br>(令和2年度) |

\*新型コロナ感染症緊急事態宣言発出のため一時事業を中止したこと、従来介護予防事業としていた「いきいき体操」を成人保健事業に移行したことにより実績が減少

## **基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援**

基本目標4の成果指標について、達成できた項目は「母子家庭等就業相談回数」のみとなっています。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】人権相談事業の実施を知っている人の割合」については、令和2年度の市民意識調査の結果は4.5%と、第1次計画改訂版策定時の7.4%からさらに低下しており、人権相談事業の周知・広報活動の強化が必要です。

| 評価指標   | 第1次計画<br>改訂版策定時   | 目標値   | 令和3年度実績         |
|--|-------------------|-------|-----------------|
| 自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率（あま市総合計画）                 | 85.7%<br>(平成27年度) | 88.0% | 82.6%           |
| 母子家庭等就業相談回数                                    | 随時開催<br>(平成27年度)  | 随時開催  | 随時開催            |
| 【市民意識の変化】<br>地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合（あま市総合計画） | 70.7%<br>(平成27年度) | 80.0% | 77.4%           |
| 【市民意識の変化】<br>人権相談事業の実施を知っている人の割合               | 7.4%<br>(平成27年度)  | 17.0% | 4.5%<br>(令和2年度) |

## **基本目標5 生涯を通じた健康支援**

基本目標5の成果指標について、達成できた項目はありませんでした。

特定健康診査受診率については、令和元年度時点で46.4%と第1次計画改訂版策定時に比べて上昇しているものの、目標には届いていないため、引き続き受診勧奨に努める必要があります。

マタニティ教室については、新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響で、一時的に事業を中止したことにより、目標を達成できませんでした。

子宮がん検診、乳がん検診については、平成29年度より、対象者数が厚生労働省方式から全住民に変更になったため、受診率が大きく変動しています。

| 評価指標        | 第1次計画<br>改訂版策定時   | 目標値               | 令和3年度実績          |
|-------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 特定健康診査受診率   | 38.9%<br>(平成27年度) | 60.0%             | 46.4%<br>(令和元年度) |
| マタニティ教室の参加率 | 妊婦                | 17.9%<br>(平成27年度) | 25.0%            |
|             | 夫                 | 10.1%<br>(平成27年度) | 12.0%            |
| 子宮がん検診受診率   | 20.0%<br>(平成26年度) | 50.0%             | 8.6%<br>(令和2年度)  |
| 乳がん検診受診率    | 24.0%<br>(平成26年度) | 50.0%             | 9.3%<br>(令和2年度)  |

## 基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

基本目標6の成果指標について、「あま市における1年間あたりの犯罪発生件数」が令和2年度で414件と、目標の1,000件以下を達成しています。引き続き防犯、犯罪抑制の取組に努めます。

目標未達成の項目のうち、「【市民意識の変化】DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合」について、令和2年度の市民意識調査の結果は11.1%と第1次計画改訂版策定時から低下しているものの、1割程度が「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答しており、相談窓口の周知・広報活動を強化していく必要があります。

| 評価指標   | 第1次計画<br>改訂版策定時    | 目標値      | 令和3年度実績          |
|--|--------------------|----------|------------------|
| 【市民意識の変化】<br>「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合                           | 83.7%<br>(平成27年度)  | 100.0%   | 85.7%<br>(令和2年度) |
| あま市における1年間あたりの犯罪発生件数   | 1,009件<br>(平成27年度) | 1,000件以下 | 414件<br>(令和2年度)  |
| 【市民意識の変化】<br>DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合 | 15.1%<br>(平成27年度)  | 0.0%     | 11.1%<br>(令和2年度) |

## (2) 基本方針の評価

第1次計画（改訂版）で掲げた基本方針ごとの事業について、計画期間中の評価を行いました。

評価基準は以下のとおりです。

| 評価基準 |                          |
|------|--------------------------|
| A    | かなり取り組めた（100%以上実施）       |
| B    | 取り組めた（70%以上 100%未満実施）    |
| C    | ある程度取り組めた（40%以上 70%未満実施） |
| D    | あまりできなかった（40%未満実施）       |
| E    | 事業未実施                    |

各基本目標の評価結果は以下のとおりです。

A 評価が67 施策、B 評価が84 施策、C 評価が22 施策、D 評価が2 施策、E 評価が0 施策となっています。

### ◎総合評価

| 基本目標                                 | A  | B  | C  | D | E |
|--------------------------------------|----|----|----|---|---|
| 1 男女共同参画の理解の促進                       | 4  | 13 | 7  | 0 | 0 |
| 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実                 | 3  | 13 | 1  | 0 | 0 |
| 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進<br>(あま市女性活躍推進計画) | 23 | 15 | 2  | 0 | 0 |
| 4 様々な困難を抱える人々への支援                    | 16 | 27 | 6  | 0 | 0 |
| 5 生涯を通じた健康支援                         | 12 | 4  | 4  | 2 | 0 |
| 6 力の根絶のための基盤づくり<br>(あま市DV防止基本計画)     | 9  | 12 | 2  | 0 | 0 |
| 合計                                   | 67 | 84 | 22 | 2 | 0 |

# 第2章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目標像と基本理念

本計画は、平成24（2012）年に策定した「あま市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものであることから、第3条に規定する5つの基本理念を本計画においても基本理念とします。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する中において、男女共同参画や女性の活躍推進に向けた施策を一層推進していくために、「いろいろな私でいい あなたでいい みんなが笑顔で生きるまち」を計画の目標像とします。

### 【目標像】

いろいろな私でいい あなたでいい  
みんなが笑顔で生きるまち



### 【5つの基本理念】

#### （1）男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

#### （2）社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

#### （3）あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

#### （4）家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

#### （5）国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。

幼少期から男女共同参画意識や男女平等の精神を育んでいくよう、幼児教育や学校教育の場において健やかに育っていく環境の整備を進めるとともに、男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。また、教育の内容が充実するよう、教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

#### (あま市女性活躍推進計画)

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に發揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参入促進、女性の人材育成・エンパワーメント支援といった女性の活躍推進に向けた取組を進めます。

また、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。

さらに、人権意識に基づいた職場づくりやハラスメント防止のための取組、ポジティブ・アクションを含めた取組を進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

## **基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる まちづくりの推進**

高齢者や障がい者、外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

また、障がいがあること、外国人であること、同和問題を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、個々の状況に配慮し、切れ目のない支援に取り組みます。

女性が安心して生活できるよう、女性の妊娠・出産期における心身への支援、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図るとともに、性別による特有の心身の健康管理や病気に対する理解の普及・啓発を推進します。

近年、大規模な災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、平常時から、まちづくりや防災・災害復興について女性への配慮、防災・復興計画への女性の意見の反映等、男女共同参画の視点を持った仕組みを作ります。

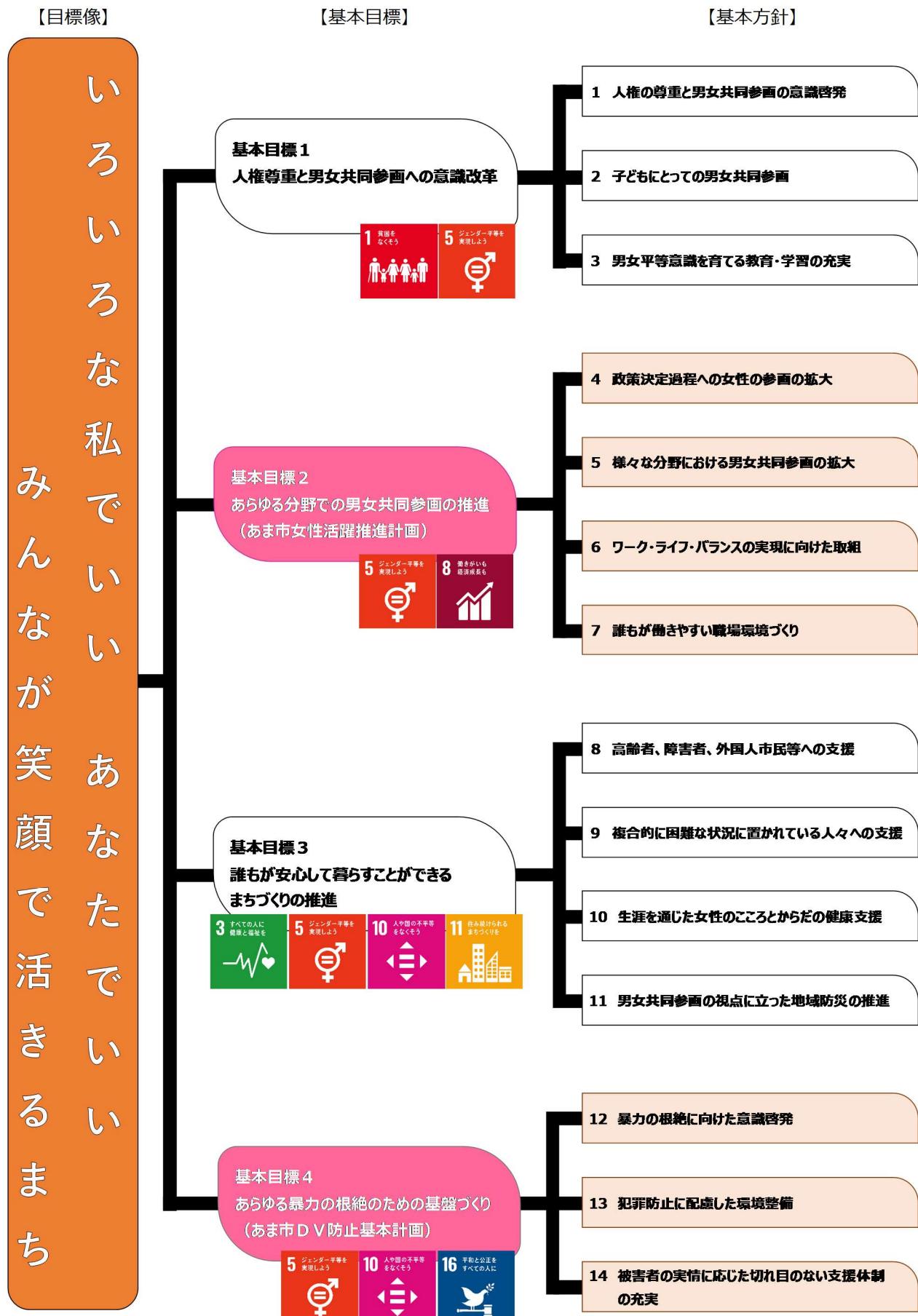
## **基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり**

### **(あま市DV防止基本計画)**

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、DV やデータDV、性暴力といった男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう、被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援ができる支援体制を整備します。

### 3 計画の体系



# 第3章 基本計画

## 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

### 基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

男女が互いに人権を尊重しつつ、誰もが性別にかかわりなく活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女平等の意識や男女共同参画、多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

しかし、人々の心の中に、固定的性別役割分担意識や性差に基づく偏見・人生観、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く存在しています。

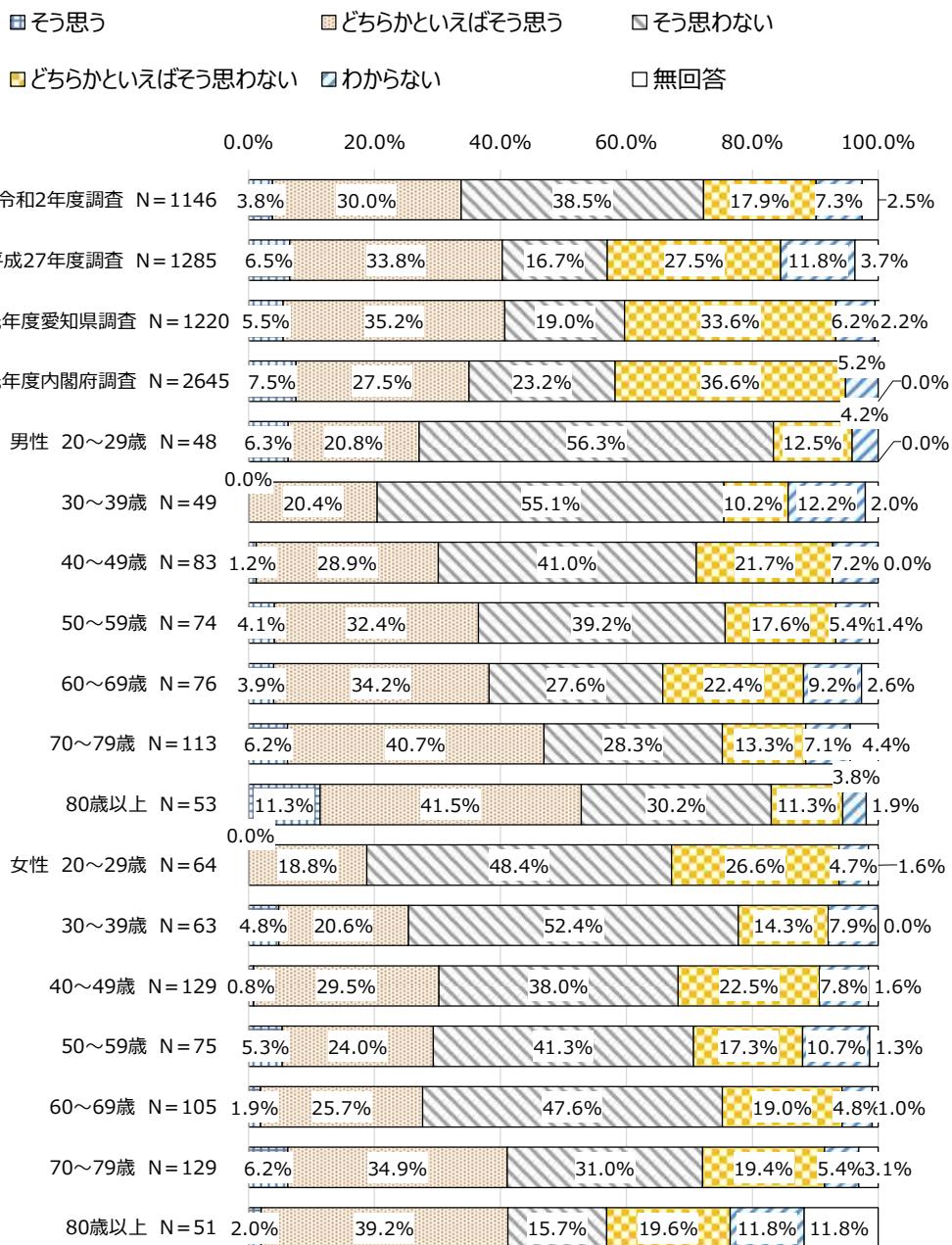
市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”的回答が33.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせた“そう思わない”が56.4%と、平成27年度調査と比べて“そう思わない”的回答が12.2ポイント増加しています。性別・年齢別にみると、男女共に高齢者で“そう思う”が多く回答されている一方、20代や30代といった若年層に“そう思わない”と回答した人が多く、世代による性別役割分担意識の変化がうかがえます。

また、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が50.7%と、平成27年度調査（45.3%）に比べて5ポイント以上高くなっています。特に男性における男女平等の意識や男女共同参画についての認識に課題があると考えられます。

男女共同参画社会を実現するために、男女の性別に関わる固定観念や偏見、不平等の解消に向け、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

加えて、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

問：あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。

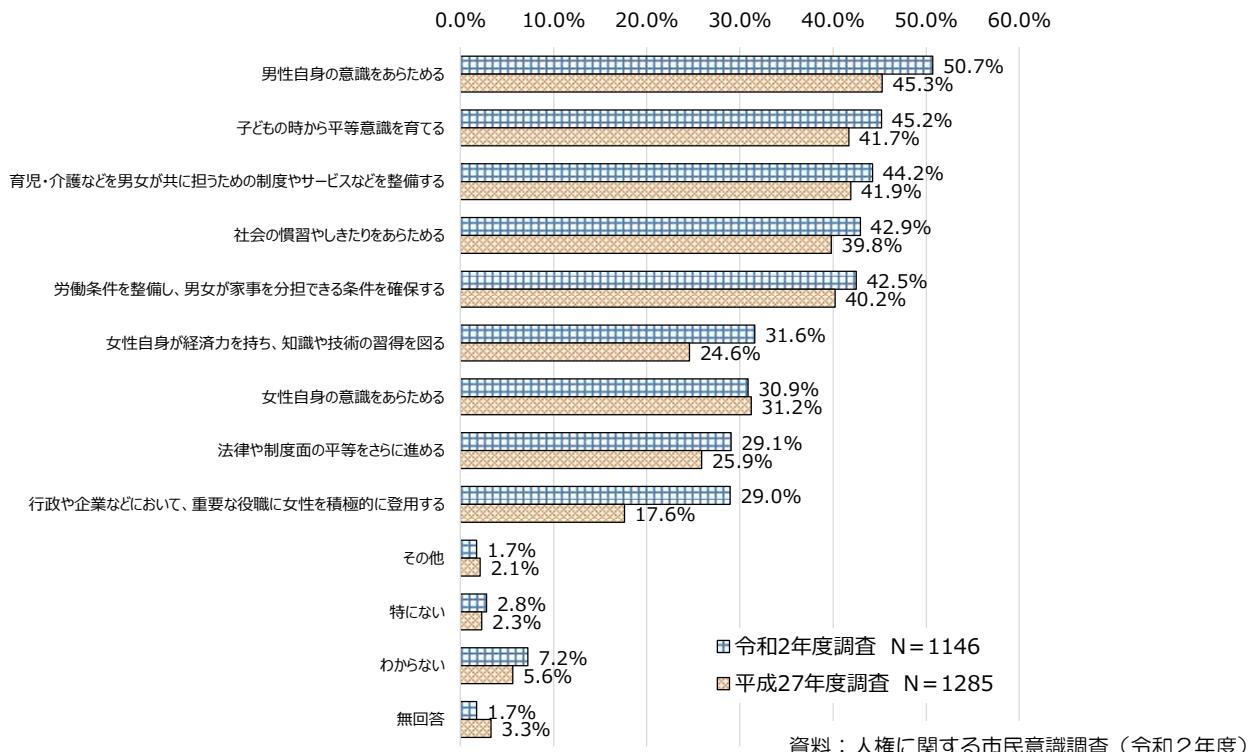


資料：あま市 人権に関する市民意識調査（令和2年度）

愛知県 男女共同参画意識に関する調査（令和元年度）

内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年度）

問：あなたは、男女が平等な立場で協力し合っていくためには、どんなことが大切だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

### 施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供

人権を尊重する市民意識の高揚を図るために啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供</li> <li>人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催</li> </ul> | 人権推進課 |

### 施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報提供</li> <li>男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催</li> </ul> | 人権推進課 |
| 図書館で関連図書、資料の情報提供   | 生涯学習課 |

### 施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組

男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のための起業セミナー」の開催</li> <li>主に男性を対象とした「家事等実践講座」の開催</li> </ul> | 人権推進課 |
| 男性全般を対象とした講座参加型講座の開催  | 生涯学習課 |

## 基本方針2 子どもにとっての男女共同参画

人権の尊重や男女共同参画の意識は、子どもの頃から働きかけを行い、形成を促していくことで、将来の社会全体における男女共同参画の推進につながります。

そのため、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、子どもの発達段階に応じて進め、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育つことができるよう施策を展開します。

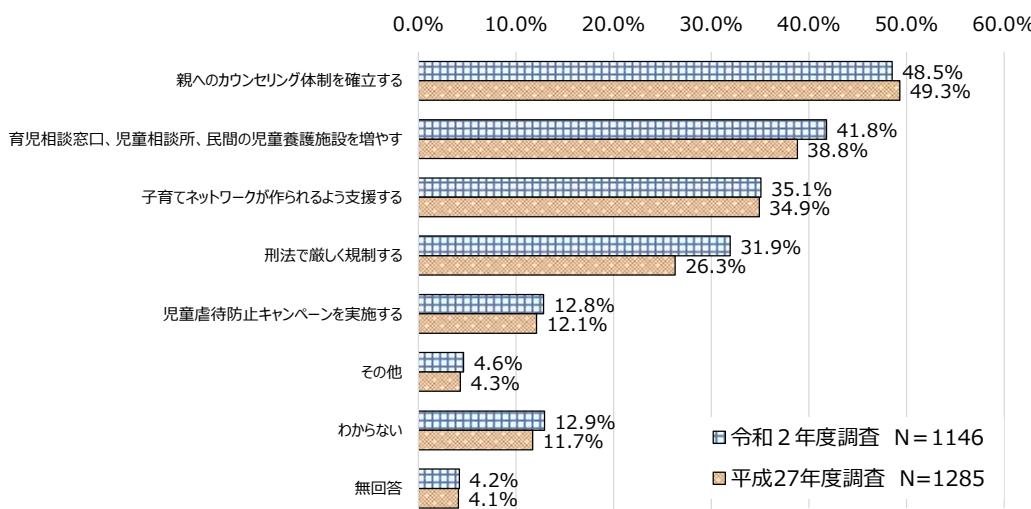
また、近年では、子どもの連れ去りや虐待、性犯罪やいじめなど、様々な暴力の被害を受け、支援を必要としている子どもの問題が顕在化しています。同時に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化を続けており、例えばスマートフォンやゲーム機等でインターネットを介して面識のない人と容易につながることができるようになったことで、悪質な手口やサイトの影響によってこうした様々な暴力の被害者になるのみならず、加害者にもなり得ます。

このような状況の中で、子どもたちが、健やかに成長し、地域の中で安心・安全に暮らしていくためには、地域全体で子どもを守っていくための取組が重要となります。

市民意識調査によると、子どもへの虐待を起こさないために必要なことは、「親へのカウンセリング体制を確立する」、「育児相談窓口、児童相談所、民間の児童養護施設を増やす」、「子育てネットワークが作られるよう支援する」が多く回答されています。

地域全体で子どもの見守りや、声のかけあいに取り組むことで、子どもに対する暴力の早期発見、未然防止に努めるとともに、虐待や性暴力等の被害に対して子どもが大人に訴える（相談する）ことができるようとする教育の取組や、保護者に対して相談や適切な援助を行うなど、子どもが安心して生活するための体制づくりを推進します。

### 問：子どもへの虐待を起こさないためにはどのようなことが必要だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

### あま市における虐待相談内容別件数（令和2年度）

|         | ネグレクト* | 心理的虐待 | 身体的虐待 | 性的虐待 |
|---------|--------|-------|-------|------|
| 相談内容別件数 | 25 件   | 88 件  | 7 件   | 0 件  |

資料：子育て支援課（各年度3月末日現在）

### あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数（令和2年度）

|        | ネグレクト | 心理的虐待 | 身体的虐待 | 性的虐待 | 合計    |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|
| 0～2歳   | 8 件   | 28 件  | 0 件   | 0 件  | 36 件  |
| 3～5歳   | 1 件   | 19 件  | 2 件   | 0 件  | 22 件  |
| 6～11歳  | 8 件   | 22 件  | 4 件   | 0 件  | 34 件  |
| 12～14歳 | 4 件   | 13 件  | 1 件   | 0 件  | 18 件  |
| 15～17歳 | 4 件   | 6 件   | 0 件   | 0 件  | 10 件  |
| 合計     | 25 件  | 88 件  | 7 件   | 0 件  | 120 件 |

資料：子育て支援課（各年度3月末日現在）

\*ネグレクト・・・幼児・児童に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為のことをいいます。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為があります。

#### **施策④ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進**

子どものころから人権尊重の精神が身につくように、人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| ・人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施<br>・性別によらない名簿・制服の使用など、性の多様性に配慮した学校生活環境の整備 | 学校教育課 |

#### **施策⑤ 地域で子どもを育てる環境の整備**

犯罪から子どもを守るために、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに、子どもに対する防犯意識を高めるための取組を行います。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| ・おはこんあいさつ運動の推進<br>・子どもの防犯教室の開催  | 安全安心課  |
| ・子どもの防犯教室の開催  | 子育て支援課 |
| ・通学路こども 110 番の家の普及<br>・通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施<br>・登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施<br>・小学校入学児童への防犯ブザーの配布 | 学校教育課  |

#### **施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止**

児童虐待やいじめ問題などの早期発見と未然防止に向け、相談窓口の充実や、関係機関との連携に努めます。

| 具体的な取組   | 担当課    |
|--|--------|
| ・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問<br>・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施<br>・乳幼児健康診査の実施<br>・定期的な要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加   | 健康推進課  |
| ・保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置<br>・児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備<br>・児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成・配布  | 子育て支援課 |
| ・スクールカウンセラーや心の相談員の配置<br>・教育相談センターの運営<br>・あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進<br>・教育相談員の巡回相談の実施<br>・あま市要保護児童対策地域協議会の開催<br>・あま市虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の参加 | 学校教育課  |
| ・虐待等防止ネットワーク協議会の啓発物作成、配布   | 人権推進課  |

### **基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実**

社会の基礎的単位である家庭や、最も身近な社会集団である地域は、子ども人格形成の過程においてきわめて重要な役割を果たします。そのため、家庭や地域における男女平等意識・男女共同参画への理解の向上は、男女共同参画社会のまちづくりの推進につながります。また、学校教育の場においても、男女平等意識や男女共同参画を教える立場である教職員の意識向上も必要となります。

市民意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等意識は、「学校教育の場」を除き、多くの場面で“男性が優遇されている”と回答されています。家庭における夫婦の役割については、理想としては夫婦で共同して分担するのがよいと回答されているものの、現状では「家事全般（食事、洗濯、掃除等）」や「日常の買物」等、多くの項目が「主に女性が行う」と回答されています。

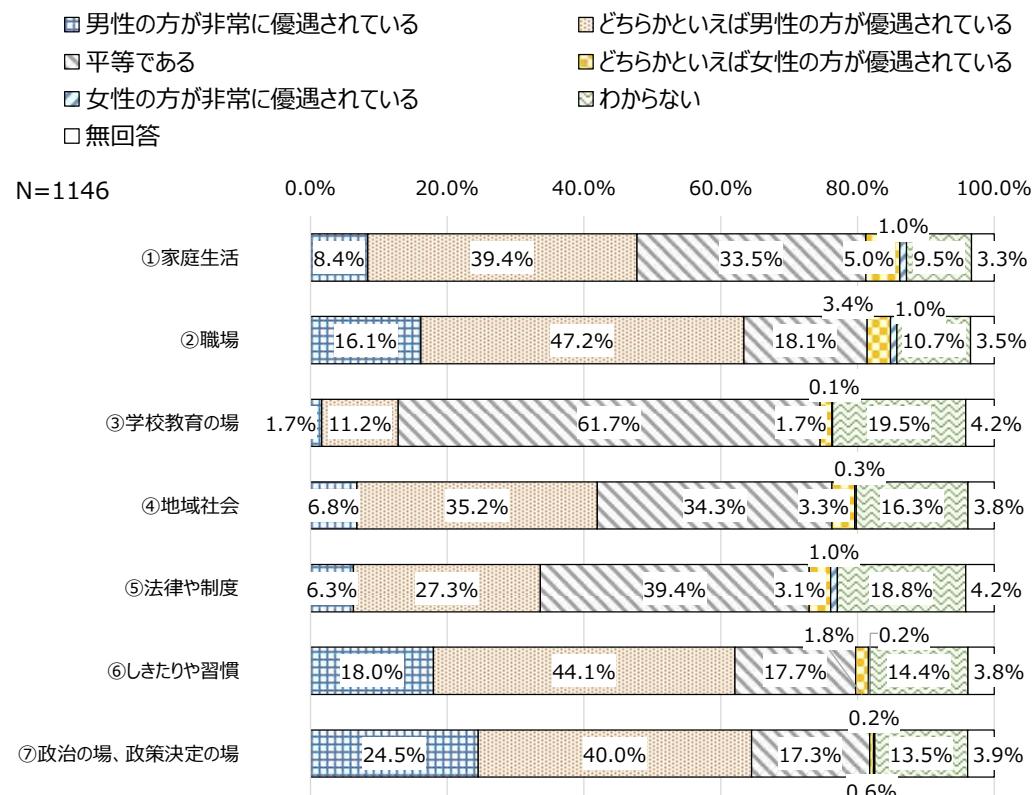
地域活動における男女の役割分担においては、「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治区の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」などを「改善すべき」と意識している人が多い一方で、現状としては同項目について「そうしている」が3割以上となっているなど、意識に対して現実には男女における役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

また、男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこととして、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が多く回答されています。

学校教育の場においては、発達段階に応じたジェンダーの視点による幼児教育や学校教育を推進していくとともに、学校環境に固定的な性別役割分担が組み込まれる、いわゆる「隠れたカリキュラム」を防止するために、教職員への男女平等に関する意識啓発や研修を継続して実施します。

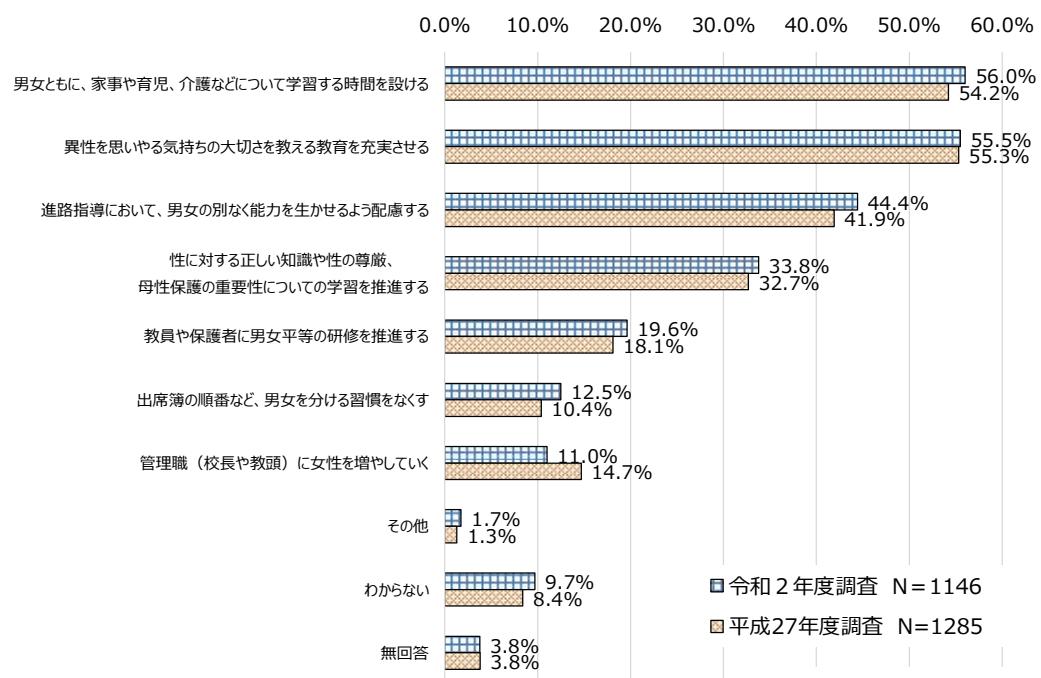
家庭や地域においては、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努めます。

## 問：男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## 問：男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

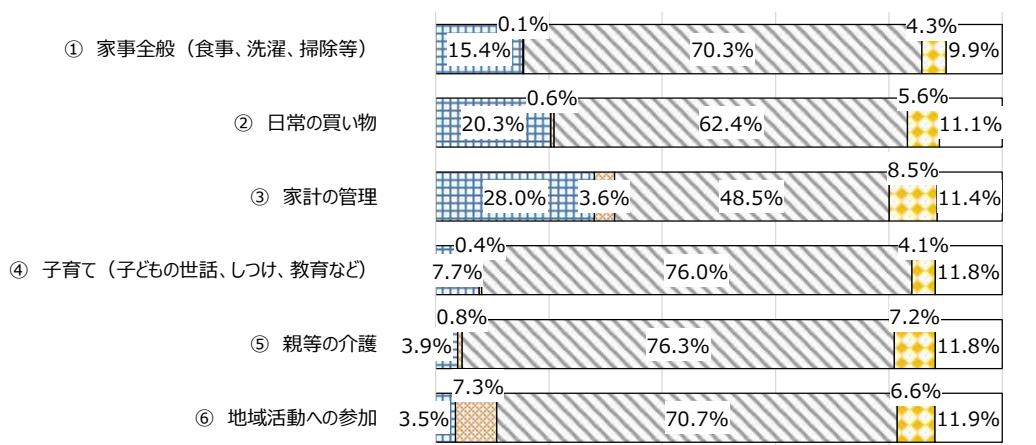


資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：夫婦のどちらが役割を担う方がいいと思いますか。／実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。

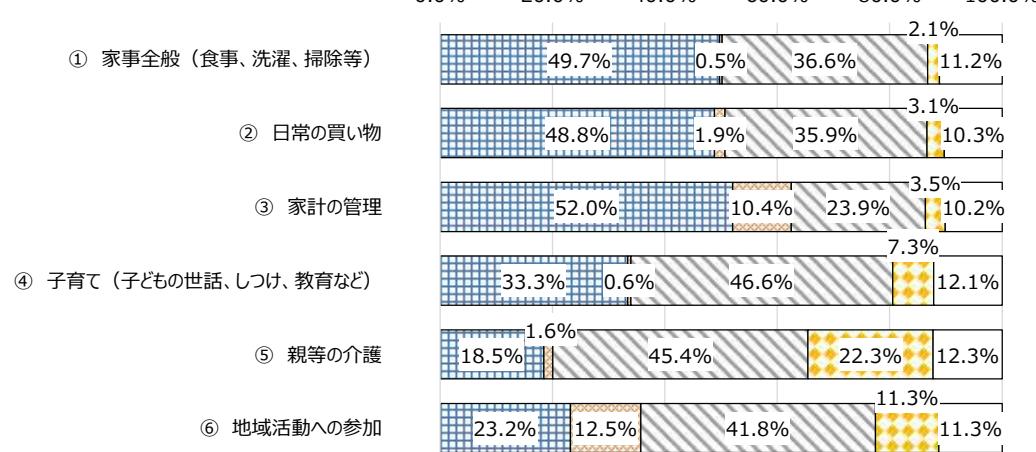
■ 主に妻が行うのがよい □ 主に夫が行うのがよい □ 共同して分担するのがよい □ その他 □ 無回答

理想 N=1146



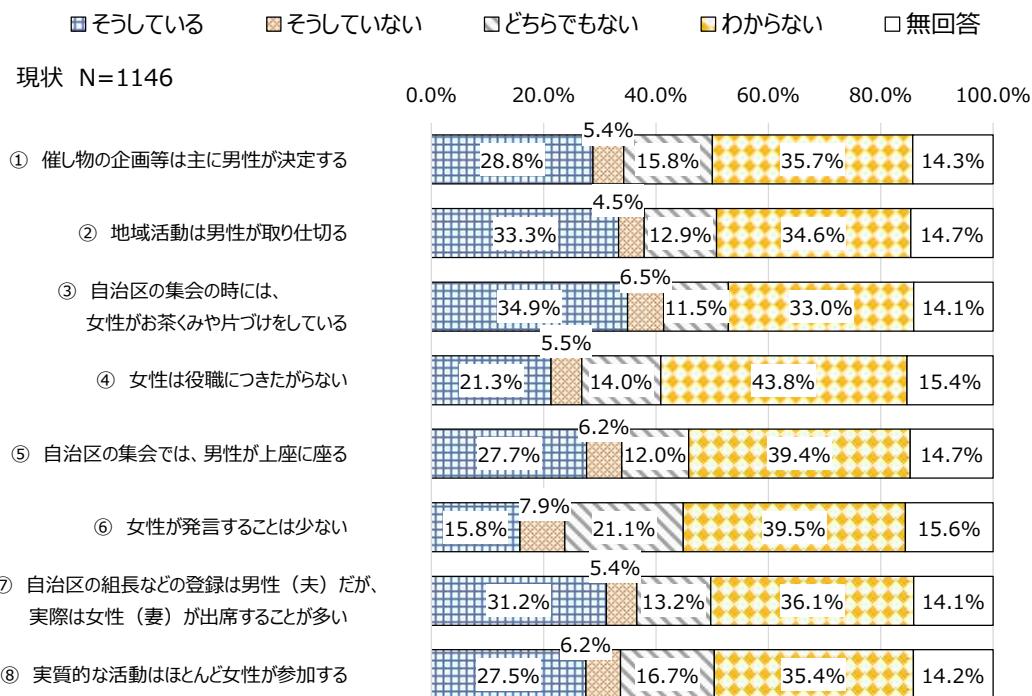
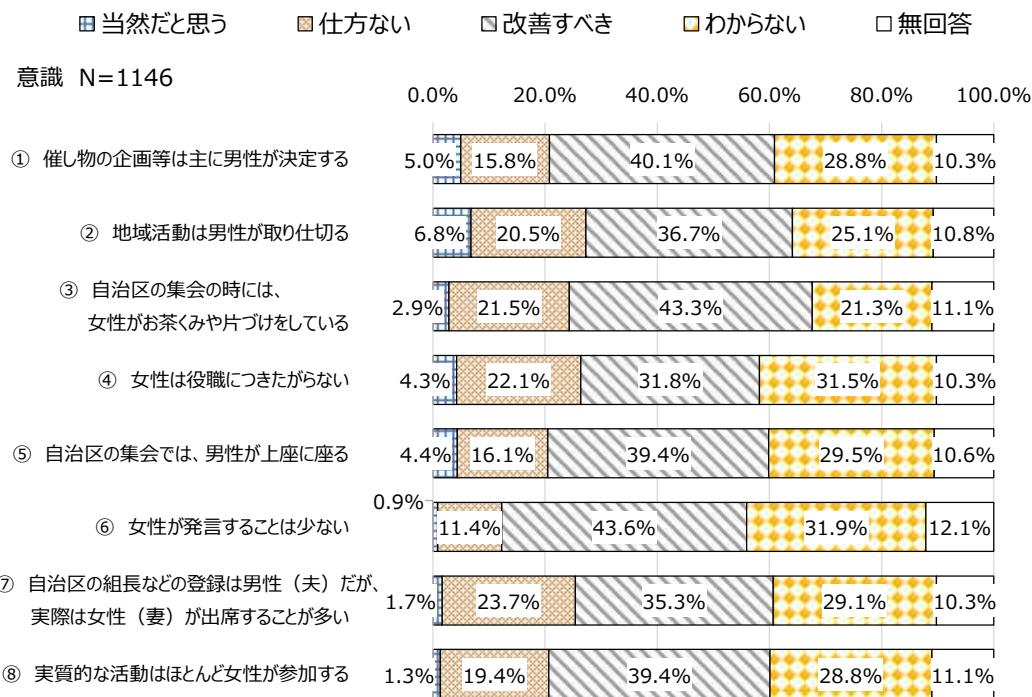
■ 主に妻が行う □ 主に夫が行う □ 共同して分担する □ その他 □ 無回答

現状 N=807



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：あなたが参加している地域活動における男女の役割分担についてどう感じていますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## **施策⑦ 男女平等の意識を育てるための学校教育の充実**

子どものころから人権尊重の精神が身につくよう人に権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲）</li><li>・人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施</li><li>・近年の情報化の背景を踏まえ、メディア・リテラシーの向上を図るための教育の実施</li><li>・児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導</li></ul> | 学校教育課  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・命の大切さを育む「人権の花運動」の実施</li></ul>  | 人権推進課  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・保育園における人権擁護委員による園児とのふれあいの実施</li></ul>  | 子育て支援課 |

## **施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実**

教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・あま市人権研究推進委員会による人権教育に関する調査・研究の実施</li><li>・海部地区人権教育講演会の開催を通じた、市民及び教職員の人権に対する意識高揚</li></ul> | 学校教育課  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・保育者を対象とした人権に関する研修の実施</li></ul>   | 子育て支援課 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・海部地区人権教育講演会の開催</li></ul>   | 生涯学習課  |

## **施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進**

男女共同参画の理解を家庭や地域において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催</li><li>・社会教育講座で、男女共同参画をテーマとした講座を開催</li><li>・親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催</li><li>・海部地区人権教育講演会の開催</li><li>・家庭教育読本の発行</li></ul> | 生涯学習課 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・海部地区人権教育講演会の開催を通じた、市民及び教職員の人権に対する意識高揚</li></ul>   | 学校教育課 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催</li></ul>   | 人権推進課 |

## 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)

### 基本方針4 政策決定過程への女性の参画の拡大

政策等の立案・決定過程における女性の参画拡大は、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、第5次男女共同参画基本計画においても政治や行政における女性の登用率が目標として掲げられるなど、政策及び方針決定の場への女性の参画が推進されてはいますが、国際的な取組に比べるとまだ遅れているのが現状であり、世界経済フォーラムが公表している「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、日本は153か国中122位(令和元(2019)年)という低い順位となっています。

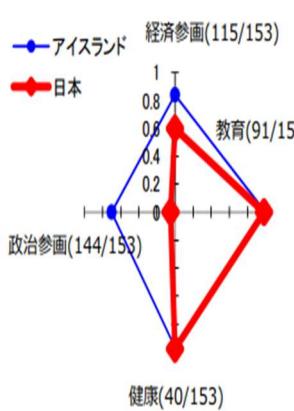
本市では、令和3年4月1日現在で審議会等への女性の登用率は28.7%で、愛知県の登用率と比べると低い状況となっています。さらに、女性委員が一人もいない審議会等もあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

男女共同参画の推進において、行政の果たす役割は大きいことから、市役所が率先して職場環境の整備や審議会等委員や管理職への女性登用等に取り組み、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めるなど、男女共同参画を推進します。

また、市民や事業者等、様々な民間組織と協力し、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるような積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の浸透を支援します。

#### 日本のジェンダーキャップ指数について

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)  
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位

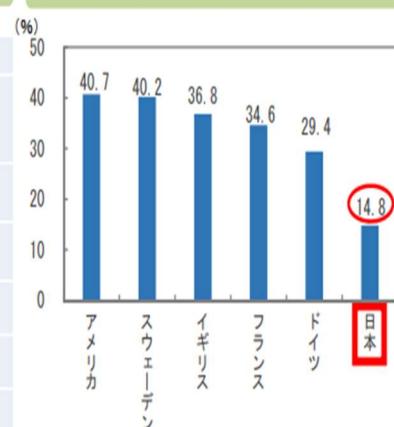


| 順位  | 国名       | 値     |
|-----|----------|-------|
| 1   | アイスランド   | 0.877 |
| 2   | ノルウェー    | 0.842 |
| 3   | フィンランド   | 0.832 |
| 10  | ドイツ      | 0.787 |
| 15  | フランス     | 0.781 |
| 21  | イギリス     | 0.767 |
| 53  | アメリカ     | 0.724 |
| 106 | 中国       | 0.676 |
| 108 | 韓国       | 0.672 |
| 120 | アラブ首長国連邦 | 0.655 |
| 121 | 日本       | 0.652 |
| 122 | クエート     | 0.650 |

#### 衆議院の女性議員比率

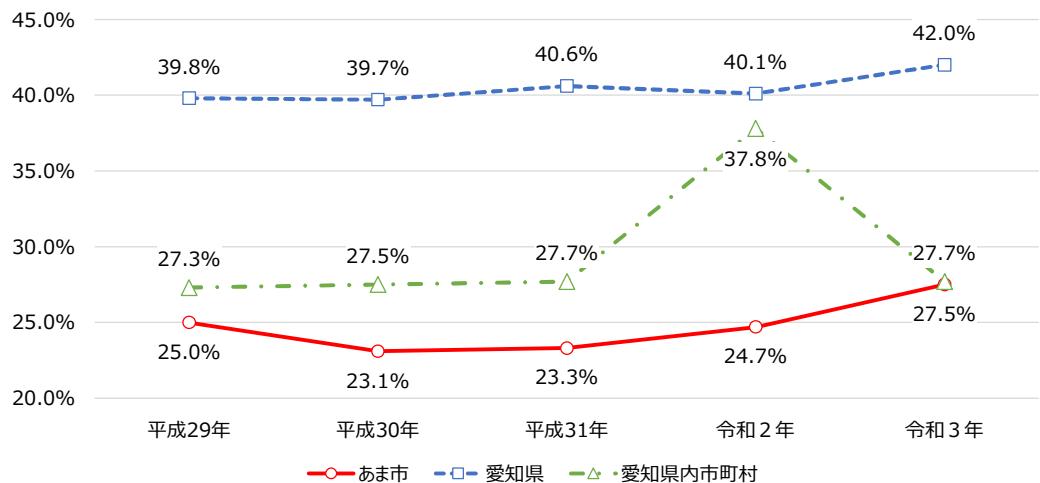
| 国名   | 割合(%) | クオータ制の状況                       |
|------|-------|--------------------------------|
| フランス | 39.5  | ・法的候補者クオータ制<br>・政党による自発的なクオータ制 |
| イギリス | 33.9  | ・政党による自発的なクオータ制                |
| ドイツ  | 31.2  | ・政党による自発的なクオータ制                |
| アメリカ | 23.4  | -                              |
| 韓国   | 19.0  | ・法的候補者クオータ制                    |
| 日本   | 9.9   | -                              |

#### 管理的職業従事者に占める女性の割合



資料：内閣府 第5次男女共同参画基本計画（説明資料）より

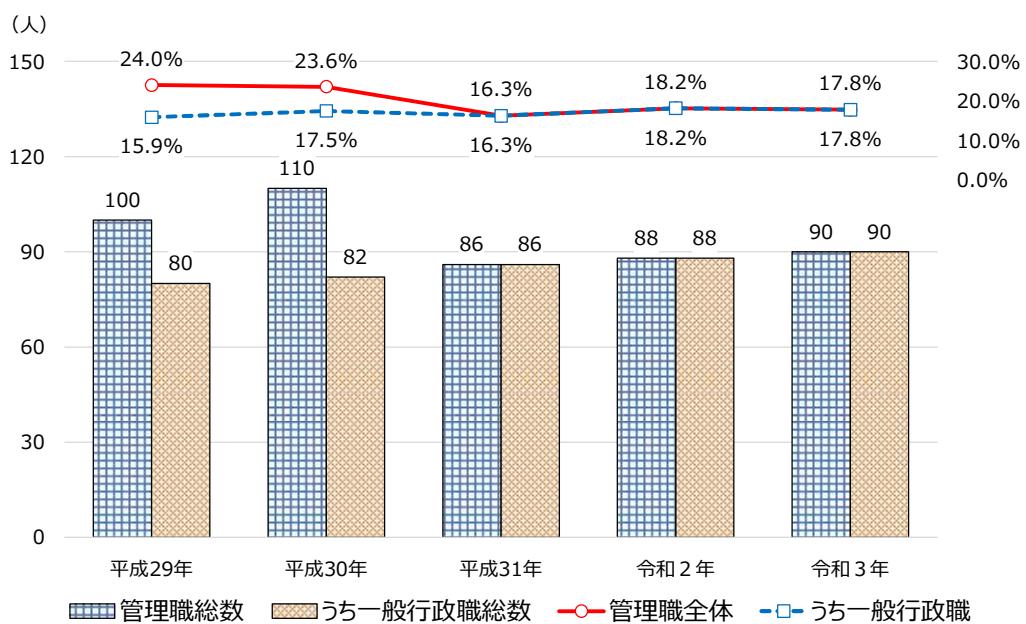
## 審議会等への女性登用率の状況



資料：あま市 人権推進課（各年4月1日現在）

愛知県 県民生活部男女共同参画推進課（各年4月1日現在）  
愛知県内市町村 あいちの男女共同参画（各年4月1日現在）

## あま市職員の女性管理職の状況



資料：人事秘書課（各年4月1日現在）

※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上。出先機関の課長なども含む。  
※平成31年度より、あま市民病院の管轄が市から医療法人へと移行したため、  
市の管理職としてカウントされなくなった。

## **施策⑩ 審議会等への男女共同参画の促進**

政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| ・審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施                | 人権推進課 |
| ・女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施や女性リーダーの育成 | 人事秘書課 |
| ・審議会、委員会への女性の登用促進                               | 関係各課  |

## **施策⑪ 男女共同参画の推進を担う人材育成**

積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。

| 具体的な取組                       | 担当課   |
|------------------------------|-------|
| ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦 | 人権推進課 |

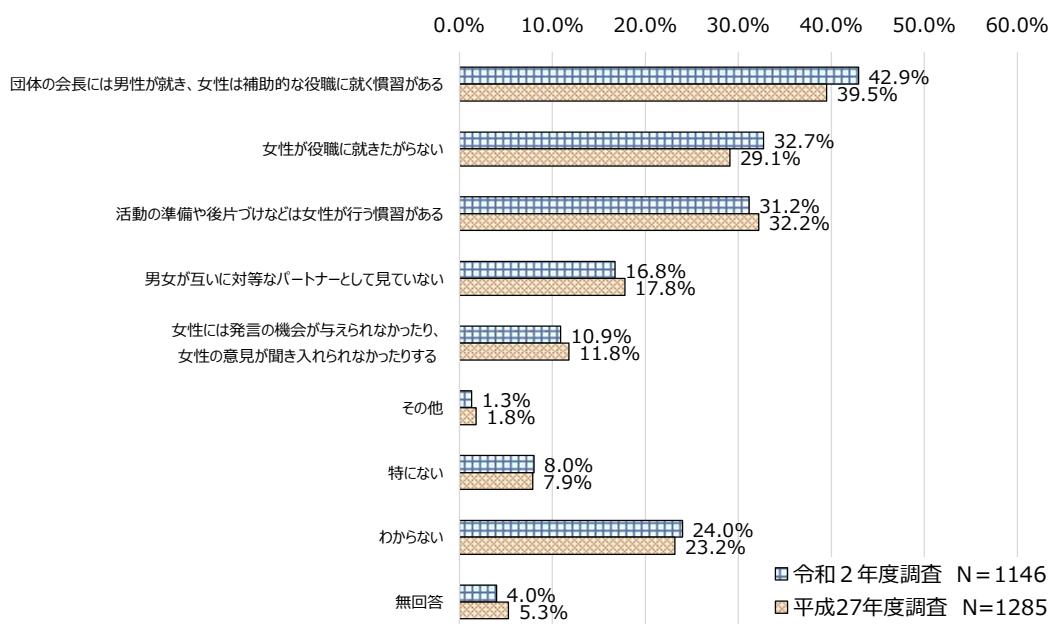
## 基本方針5 様々な分野における男女共同参画の拡大

少子高齢化の進行、核家族化等家族形態の変化、地域における人間関係の希薄化等が進む中、地域社会の果たす役割が非常に重要です。地域力を高めるためには、様々な分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に捉われることなく、男女がともに協力して参画することが必要となります。

市民意識調査をみると、地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」、「女性が役職に就きたがらない」、「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」がいずれも3割以上となっており、地域活動における男女共同参画が進んでいないことが現状です。

地域は、家庭と共に最も身近な暮らしの場であり、住民の日々の生活に密接し、意識や考え方へ大きく影響を与えていることから、様々な分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点をいかした取組を行うための支援や活動の場を提供し、地域における様々な場面での男女共同参画の拡大を図ります。

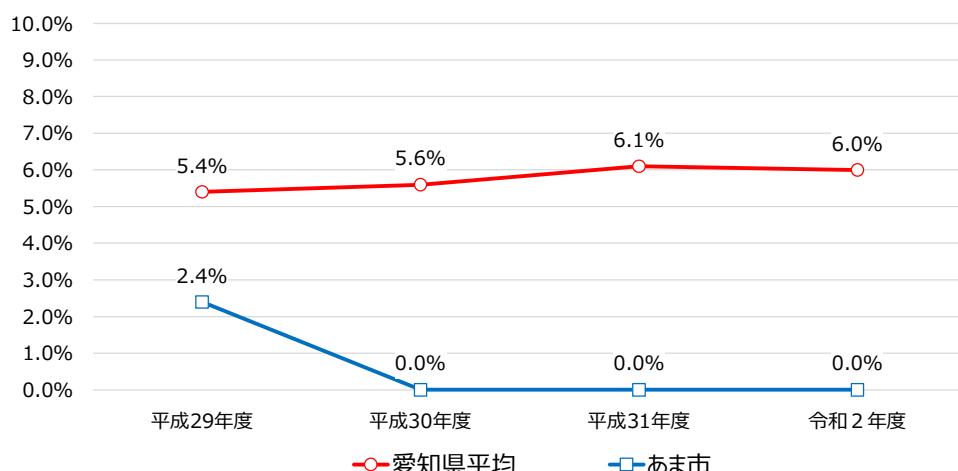
問：あなたが、地域活動における男女の役割分担などに差があると考えられることは何ですか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## 自治会長に占める女性割合（平成 29 年度～令和 2 年度）

|     |           | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 |
|-----|-----------|----------|----------|----------|---------|
| 愛知県 | 自治会長数     | 5,512 人  | 6,742 人  | 6,703 人  | 6,696 人 |
|     | うち女性自治会長数 | 296 人    | 378 人    | 412 人    | 405 人   |
|     | 女性比率      | 5.4%     | 5.6%     | 6.1%     | 6.0%    |
| あま市 | 区長数       | 42 人     | 42 人     | 43 人     | 44 人    |
|     | うち女性区長数   | 1 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人     |
|     | 女性比率      | 2.4%     | 0.0%     | 0.0%     | 0.0%    |



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年度4月1日現在）

## 施策⑫ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため、各種団体に対して支援を行います。

| 具体的な取組                                   | 担当課   |
|--|-------|
| ・女性消防クラブ活動への支援<br>・交通安全を推進する女性運転者友の会への支援 | 安全安心課 |
| ・地域活動団体への助成<br>・地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供   | 企画政策課 |
| ・社会教育活動を担う女性団体への支援                       | 生涯学習課 |

## **基本方針6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組**

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が保たれた社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性の活躍推進に加え、人々が多様な働き方・生き方を選択できるようにしていく上でも必要です。

しかし、未だに長時間労働や全国転勤といった、男性正社員を前提とした労働の在り方が根強く残っています。特に、長時間労働は男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけではなく、男性の生活の豊かさを奪うものもあります。

市民意識調査によると、男女ともに理想として「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい割合が高いにもかかわらず、現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している現状があります。

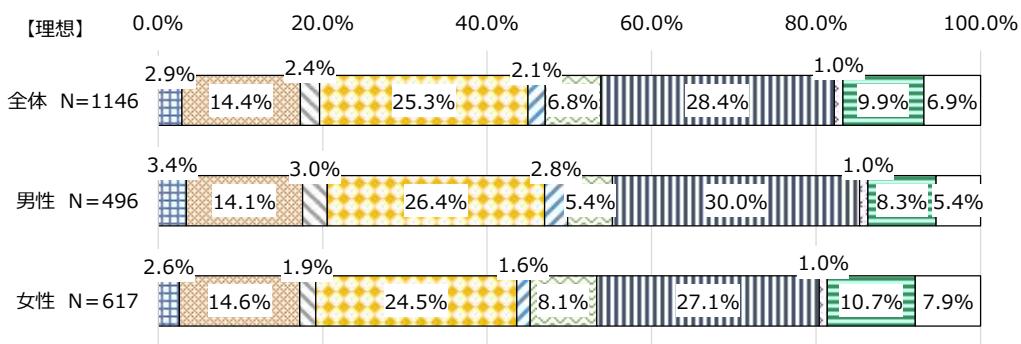
また、女性が安心して働き続ける環境をつくるために必要な事柄については、「夫や家族が理解し協力する」が7割以上となっています。

育児休業・介護休業をとる男性が少ない理由については、「職場の理解が得られないから」が63.5%となっており、割合としては高いものの、平成27年度調査と比べると8.6ポイント低下していることから、男性の育児・介護のための休暇について少しづつ理解が進んでいることが伺えます。

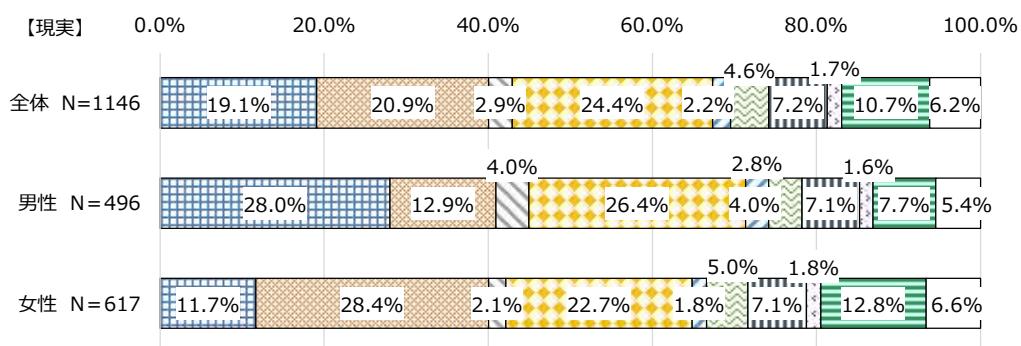
市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康の維持、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画、男性においては家事・育児・介護などへの参加、そして女性の一層の活躍が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス実現への理解促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進に努めます。

問：現在、ワーク・ライフ・バランスが重要視されていますが、あなたは、生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」で何を優先しますか。

- 「仕事」を優先している（したい）
- 「家庭生活」を優先している（したい）
- 「地域・個人の生活」を優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている（したい）
- その他
- わからない
- 無回答

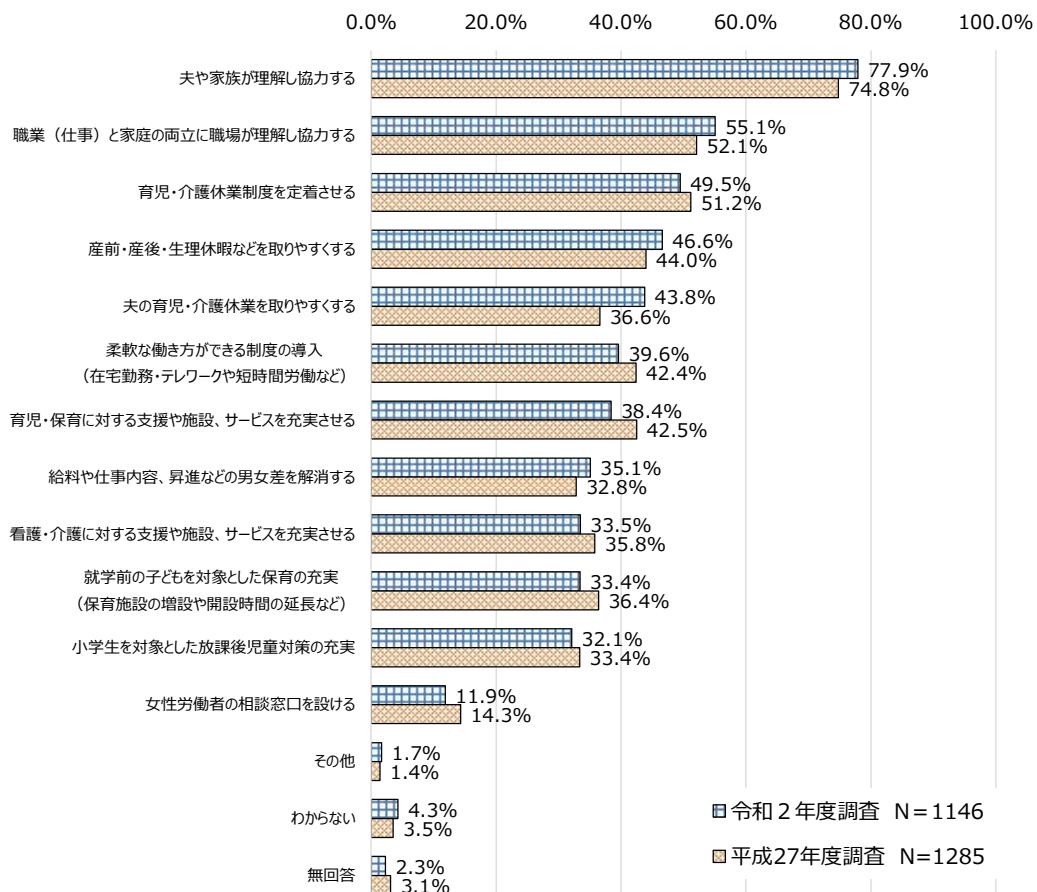


- 「仕事」を優先している（したい）
- 「家庭生活」を優先している（したい）
- 「地域・個人の生活」を優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している（したい）
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている（したい）
- その他
- わからない
- 無回答



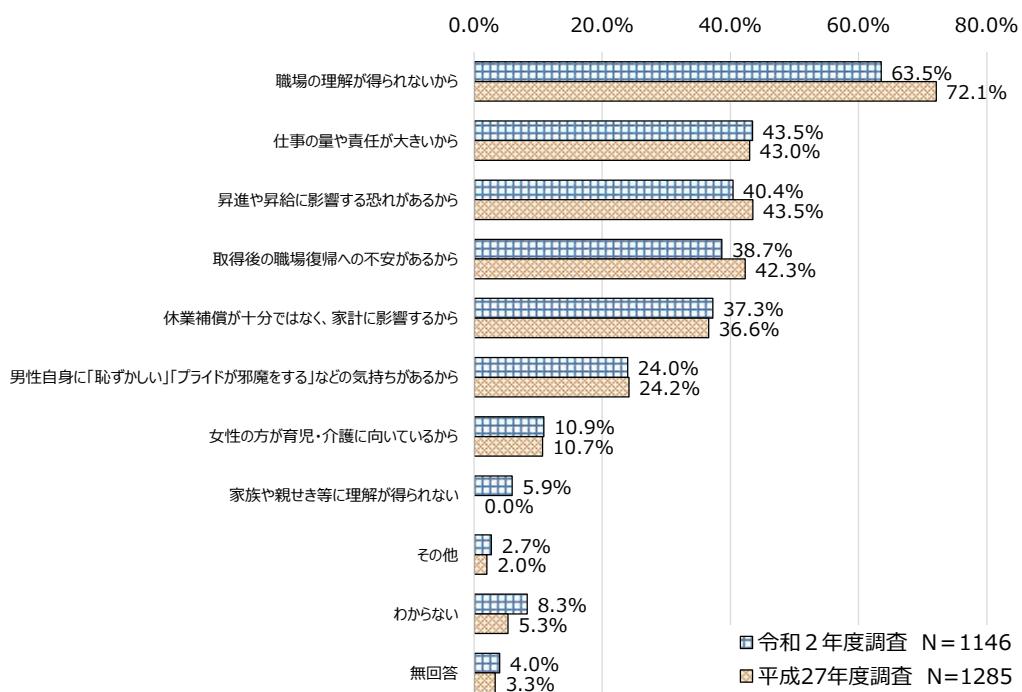
資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：女性が安心して働き続ける環境をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：育児や介護で休みをとる男性が少ない現状にありますが、その理由は何だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

### **施策⑬ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発**

広報や市公式ウェブサイトを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| ・ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発                           | 人権推進課 |
| ・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知<br>・県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業の紹介 | 産業振興課 |

### **施策⑭ 多様な保育サービスの充実**

社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。

| 具体的な取組   | 担当課    |
|--|--------|
| ・産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施<br>・保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施<br>・保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施<br>・出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施<br>・集団保育が可能な障がい児保育の実施<br>・病児・病後児保育の実施<br>・子育てコンシェルジュ事業の実施 | 子育て支援課 |

### **施策⑮ 地域における子育て支援の環境づくり**

仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担軽減を図ります。

| 具体的な取組                | 担当課    |
|-----------------------|--------|
| ・ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 子育て支援課 |

### **施策⑯ 放課後児童対策の実施**

放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう、児童の放課後の健全育成に努めます。

| 具体的な取組                | 担当課    |
|-----------------------|--------|
| ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施 | 子育て支援課 |

### **施策⑰ 障がいのある子どもへのサービスの充実**

障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。

| 具体的な取組                  | 担当課   |
|-------------------------|-------|
| ・放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施 | 社会福祉課 |

## **施策⑯ 介護保険制度の周知とサービスの充実**

高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| ・広報や市公式ウェブサイト、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知<br>・65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に介護予防教室や健康相談の実施 | 高齢福祉課 |
| ・運動教室【筋力アップクラブ（ワクワクからだ教室）・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室（低栄養予防）の実施                                  | 健康推進課 |
| ・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の開催。   | 人権推進課 |

## **施策⑰ 介護者への支援の充実**

在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| ・「介護者のつどい」による介護者への支援<br>・交流の場である「ふれあいカフェ（認知症カフェ）」の設置 | 高齢福祉課 |

## **施策⑱ 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進**

男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。

| 具体的な取組                     | 担当課   |
|----------------------------|-------|
| ・男性職員の育児休暇取得の促進            | 人事秘書課 |
| ・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知 | 産業振興課 |
| ・家庭教育推進協力企業を登録し、市と相互に協力    | 生涯学習課 |

## 基本方針7 誰もが働きやすい職場環境づくり

就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわりなく能力を十分に発揮でき、男女が対等の立場で格差なく働くことができる職場環境をつくっていくことは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

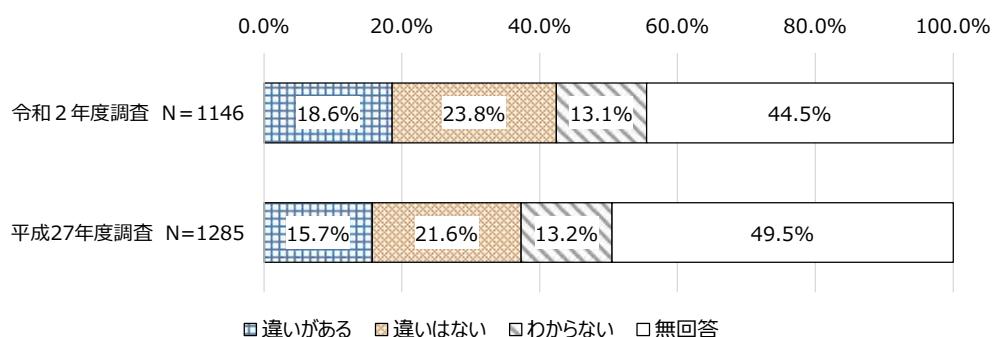
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、女性が働きやすくなるような職場環境に改善していくための法制度の整備は進んでいるものの、現実には、雇用形態や賃金、昇進昇格において、いまだ男女の間で格差があるのが現状です。

市民意識調査によると、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による「違いがある」と回答した人は 18.6%と、平成 27 年度調査に比べて 3 ポイント程度上昇する結果となりました。男女の違いについては「賃金に格差がある」、「昇進・昇級に差がある」、「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」が多く回答されています。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要であり、令和元(2019)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によりハラスメント防止対策の強化が行われています

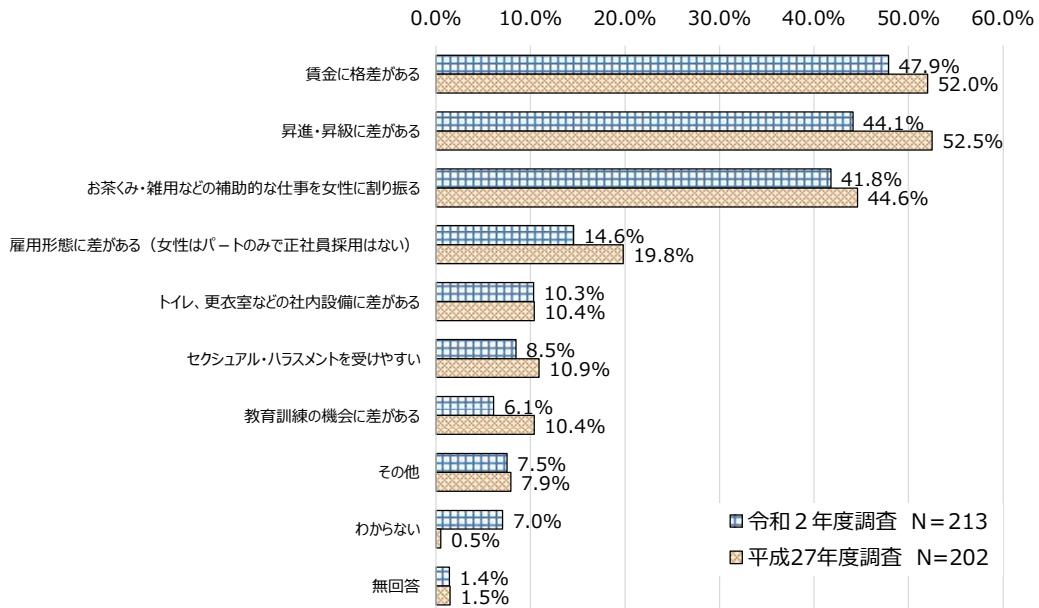
雇用機会や待遇などの面で男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及と公正な職場復帰、働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発、また、女性への様々なハラスメントや不利益な取り扱いを根絶し、誰もが充実した職業生活を営むことができるよう、雇用環境の整備について積極的に啓発を進めます。

問：あなたの職場では、職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別による違いがあると思いますか。



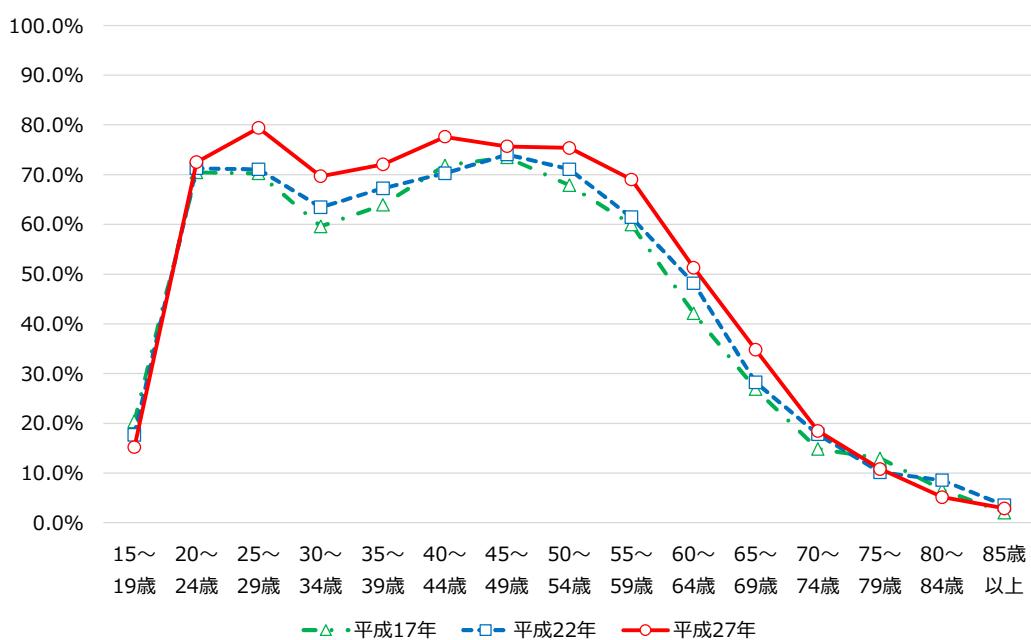
資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：職場の慣行や待遇、仕事の内容等で、性別によってどのような違いがあると思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

あま市の女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## **施策⑪ 男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供**

市公式ウェブサイトやチラシなどを活用して、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。

| 具体的な取組                       | 担当課   |
|------------------------------|-------|
| ・女性の再就職のためのセミナー等の情報提供        | 人権推進課 |
| ・男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知 | 産業振興課 |

## **施策⑫ 職域の拡大**

性別に捉われず、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。

| 具体的な取組           | 担当課   |
|------------------|-------|
| ・性別に捉われない人事管理の推進 | 人事秘書課 |

## **施策⑬ 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進**

実質的に共同経営をしている女性が、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。

| 具体的な取組                                    | 担当課   |
|---|-------|
| ・家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発 | 産業振興課 |
| ・農業における家族経営協定の締結の促進                       |       |

## **施策⑭ 働きやすい職場環境の整備**

労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所で相談に応じます。

事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。

様々なハラスメントに対しての啓発事業を実施します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| ・巡回労働相談の実施<br>・特定社会保険労務士による派遣労働相談<br>・巡回労働相談の周知                    | 産業振興課 |
| ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）について広報に掲載し、パネル展及び市施設のパーソナル・ライトアップを実施。 | 人権推進課 |

## 基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進

### 基本方針8 高齢者、障がい者、外国人市民等への支援

現在、本市の高齢化率は 26%台で推移しており、約4人に1人以上が高齢者となっており、また、高齢者がいる世帯については、特にひとり暮らしの高齢者が大きく増加しています。女性の平均寿命が男性より長いことを考慮すると、今後は一人暮らしの女性高齢者が増加することが予想されます。高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあり、高齢期女性の低年金、無年金問題、さらには虐待や消費者被害等の人権侵害から高齢者を守っていくことが必要となります。

障がい者については、障がいについての無理解・無関心が、障がい者の自立や社会参加を阻んでいる要因になっており、人権意識の普及・啓発の推進や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）等を踏まえ、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるような支援が必要です。

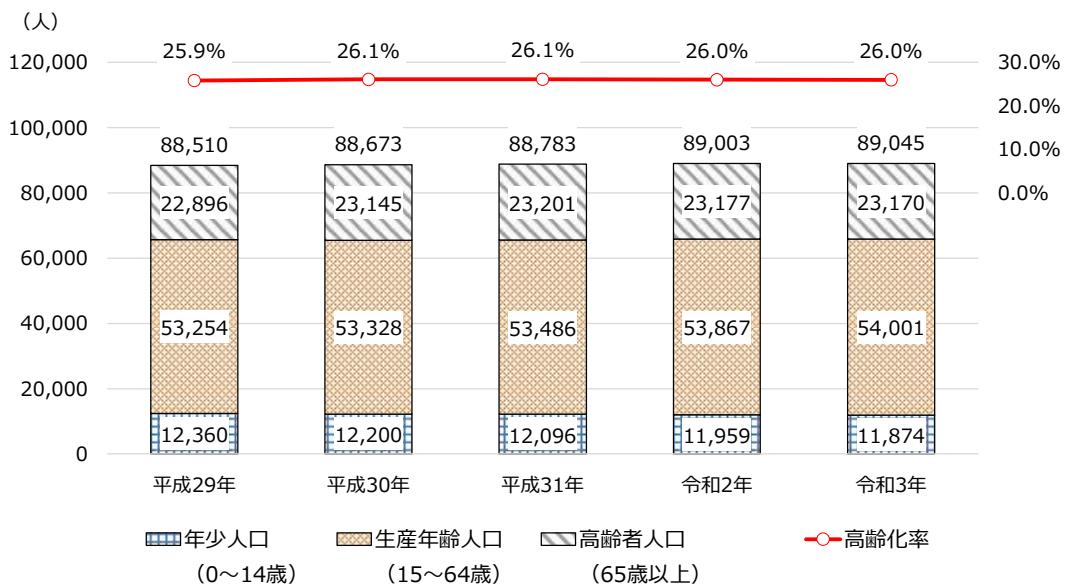
外国人においては、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立など外国籍であるがための不便や差別があり、相互交流や啓発活動を通じた理解促進や、情報提供や学習機会の充実、外国人の地域活動への参画促進などに努めていくことが重要です。

近年、性の多様性についての社会的認識が広まりつつありますが、依然として性的マイノリティに対する偏見や差別は解消されていません。多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた性的マイノリティに関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行うことが重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛や景気の落ち込みにより、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性の状況は深刻さを増しています。こうした生活困窮者への自立支援と生活意欲の助長を図り、安定した生活を送ることができるように切れ目のない支援・取組が重要です。

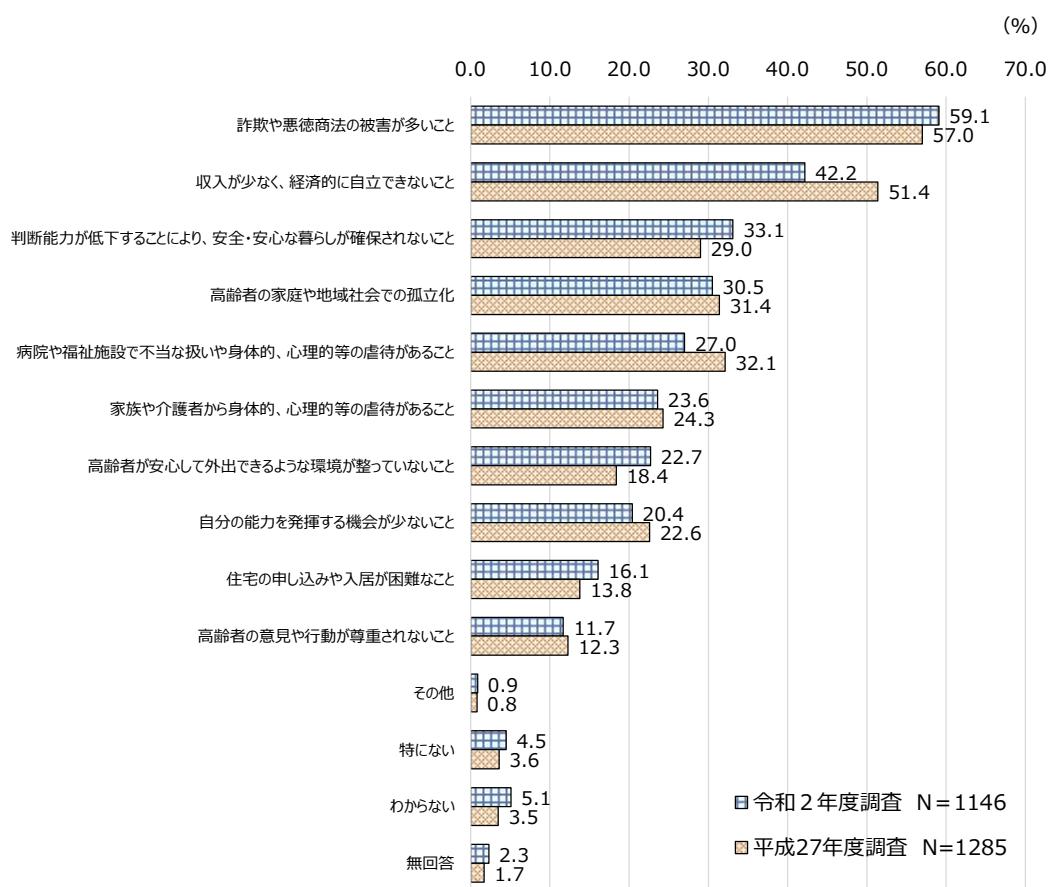
高齢者、障がい者、外国人市民、性的マイノリティ、生活困窮者等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを進め、属性に捉われない多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

## あま市の人団と高齢化率の推移



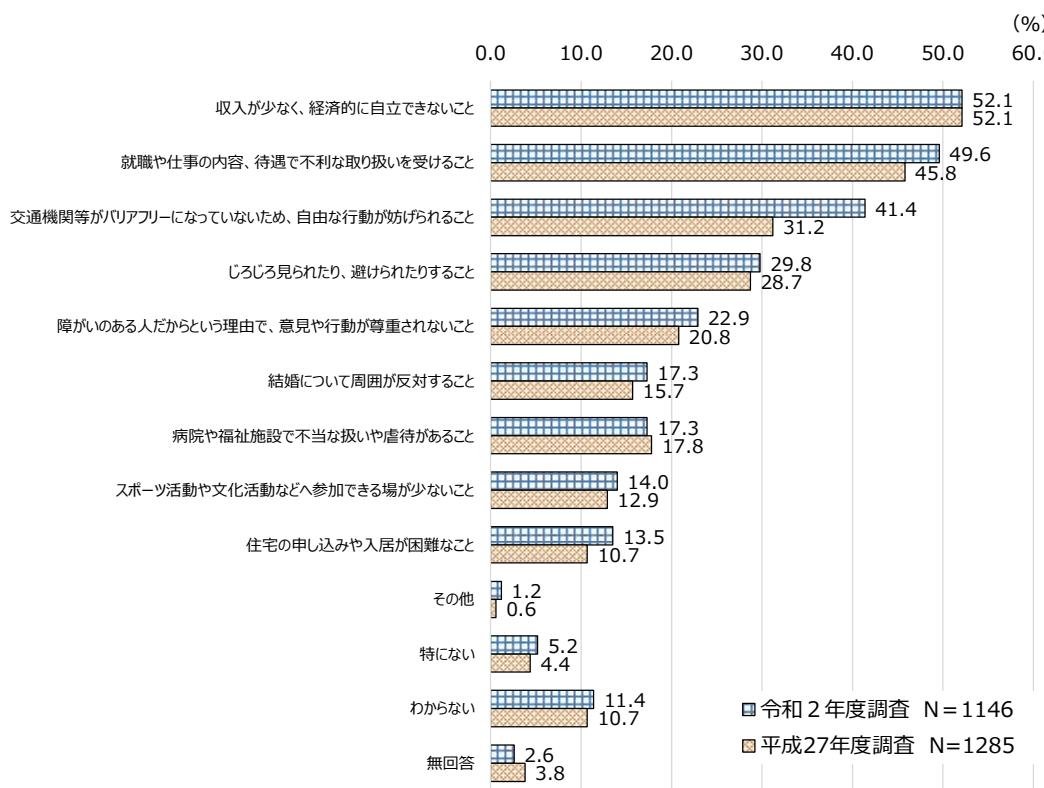
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 問：高齢者に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



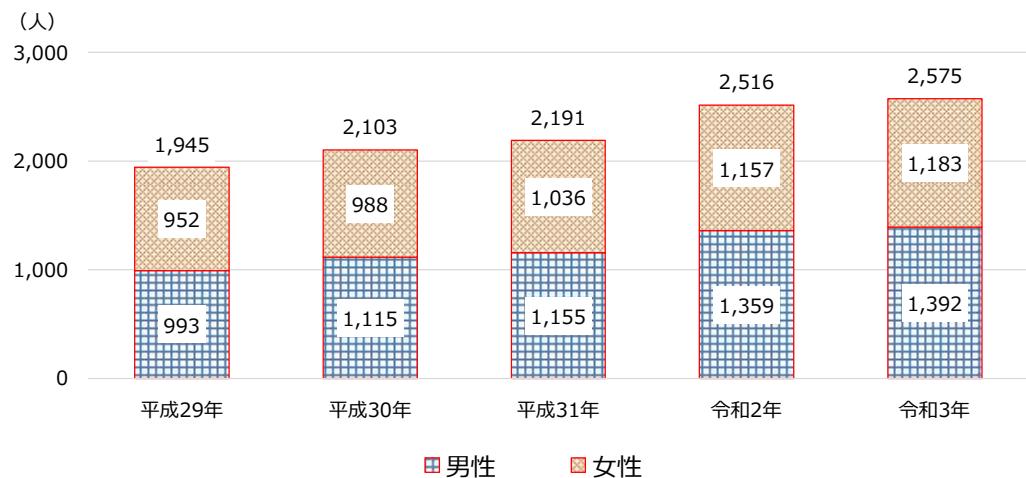
資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：障がいのある人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



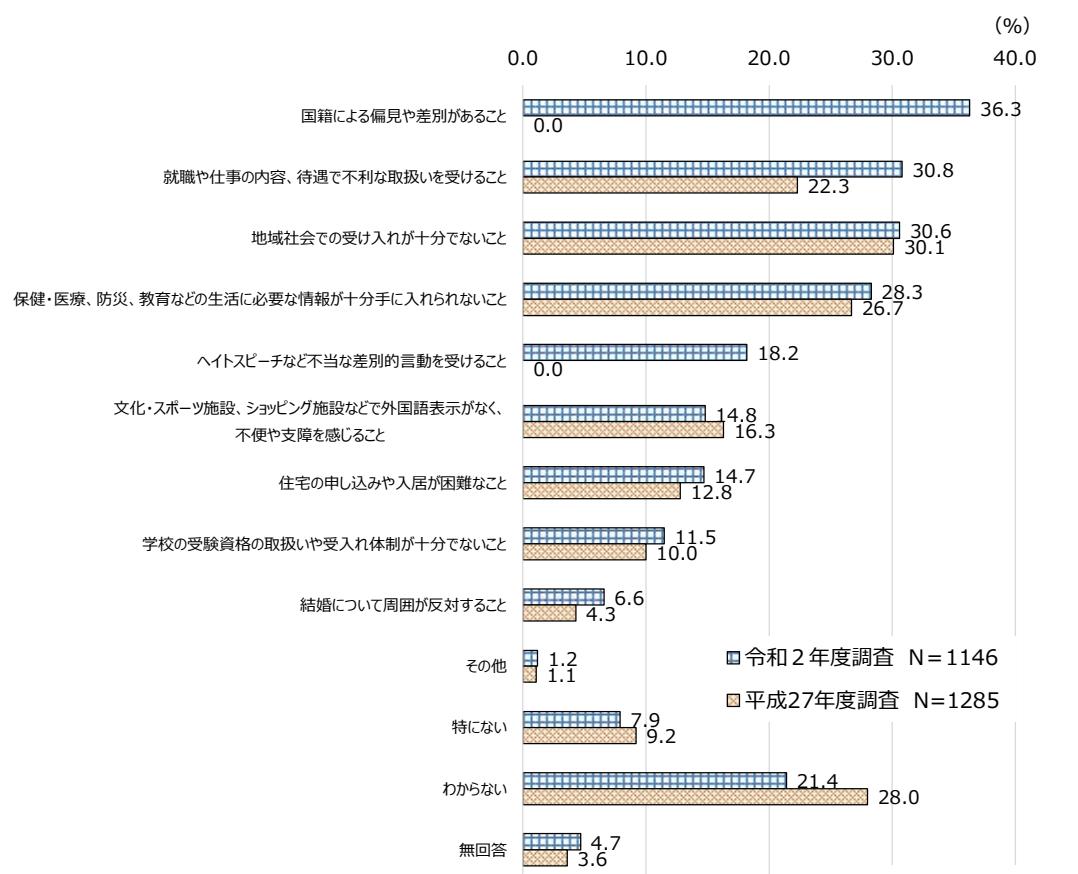
資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## あま市の外国人住民数の推移



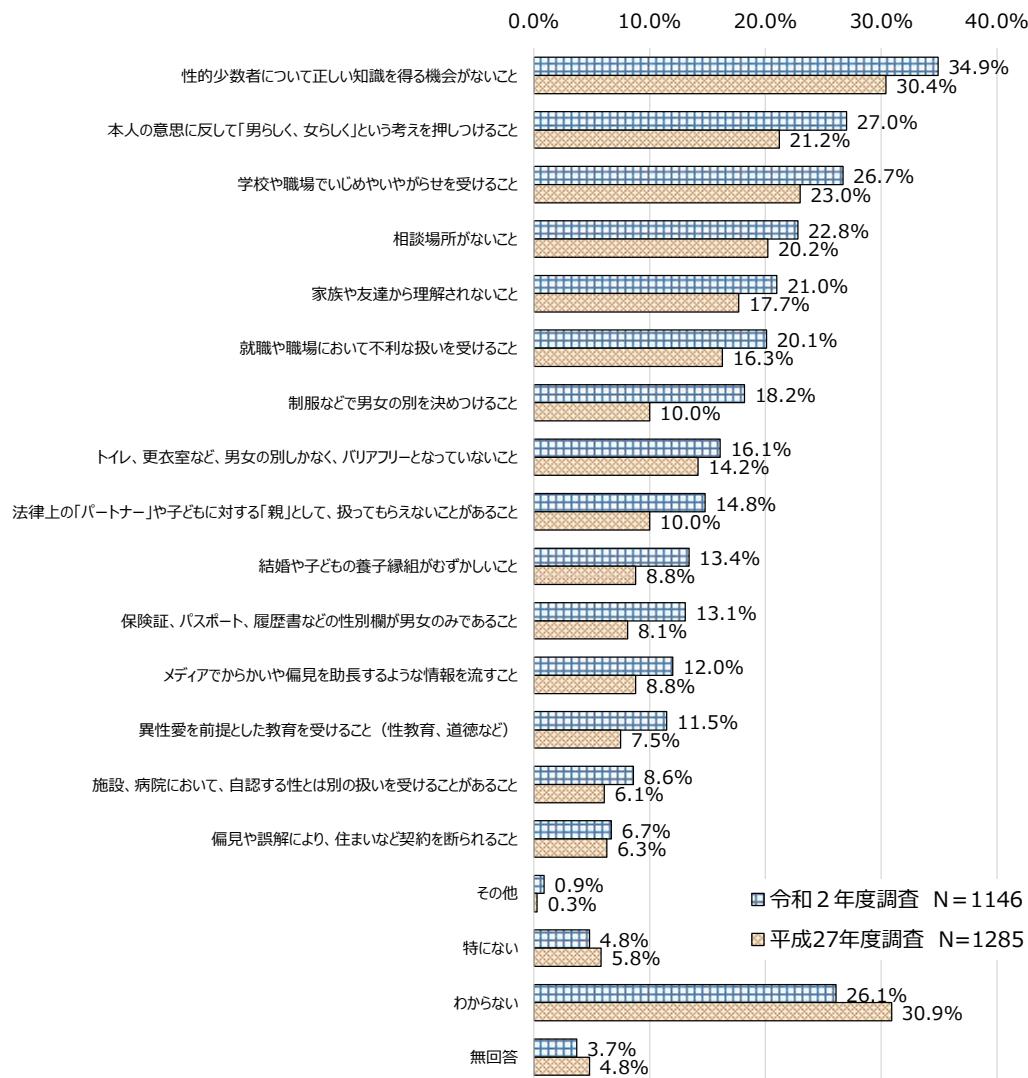
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

問：日本に居住している外国人に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

問：性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

あま市の生活困窮者相談件数

|           | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 令和 2 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|---------|
| 生活困窮者相談件数 | 273 件    | 279 件    | 309 件    | 537 件   |

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

## 施策⑯ 高齢者の社会参画促進

高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていけるような機会を提供します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| ・シルバーカレッジ（市内在住または在勤の60歳以上の方を対象）、シルバーカレッジOB会（シルバーカレッジ卒業生を対象）の開催 | 生涯学習課 |
| ・生涯学習講座、ラジオ体操の集い、ディスクゴルフ大会、市民歩け歩け会、市民走ろう・歩こう会の実施               | スポーツ課 |
| ・シルバー人材センターへの支援<br>・ボランティア活動の啓発による社会参加の促進                      | 高齢福祉課 |

## 施策⑰ 高齢者の生活自立のための取組

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活を支援します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| ・65歳以上の方（要介護認定者を除く）を対象に介護予防教室や健康相談の実施                  |       |
| ・外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及                          | 高齢福祉課 |
| ・高齢者虐待に関する周知・啓発  |       |
| ・高齢者の成年後見制度の活用促進                                       |       |
| ・ＩＣＴを活用した医療と介護サービスの連携                                  |       |
| ・権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進                             | 社会福祉課 |
| ・運動教室【筋力アップクラブ（ワクワクからだ教室）・はつらつクラブ】、健康相談、栄養教室（低栄養予防）の実施 | 健康推進課 |
| ・転倒骨折予防のためのストレッチ、体操教室、なかよし昼食会の推進                       | 人権推進課 |
| ・消費者被害未然防止のための情報提供                                     |       |
| ・消費生活相談の実施   | 産業振興課 |

## 施策⑱ 高齢者の現状把握と相談業務の充実

高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| ・高齢者や家族に対する総合的な相談支援<br>・高齢者虐待対応マニュアルの活用<br>・高齢者地域見守り体制の充実（高齢者地域見守り協定） | 高齢福祉課 |

## 施策⑲ 障がい者の人権に関する意識啓発

障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。

| 具体的な取組                                | 担当課   |
|---------------------------------------|-------|
| ・広報、市公式ウェブサイト等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発 | 人権推進課 |

## **施策⑨ 障がい者の社会生活力向上のための取組**

障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者の社会参加を一層推進するための支援</li><li>・外出に伴う支援や補装具等の給付</li><li>・日中活動の場及び短期入所等サービスの提供</li><li>・就労促進のための情報提供と相談支援</li><li>・手話通訳者による窓口対応や派遣等</li><li>・手帳交付時、手当等該当している福祉制度について説明を実施</li></ul> | 社会福祉課 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供</li></ul>   | スポーツ課 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・一定以上の障がいがある方が医療機関を受診した際の自己負担額助成</li></ul>   | 保険医療課 |

## **施策⑩ 地域福祉推進のネットワークの構築**

障がい者の権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取組を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実</li><li>・権利擁護センターを運営し、成年後見制度の利用を促進</li></ul> | 社会福祉課 |

## **施策⑪ 外国人が安心して暮らせるための環境づくり**

市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳</li><li>・市公式ウェブサイトにおける多言語表記の実施</li><li>・相談時における関係情報の入手</li><li>・市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実</li><li>・市民団体との連携による国際交流事業の推進</li></ul> | 企画政策課 |

## **施策⑫ 外国人児童生徒の教育への配慮**

外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じた日本語指導とスクールサポーターの配置</li><li>・スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実</li></ul> | 学校教育課 |

### **施策⑬ ひとり親等生活困窮者への支援**

ひとり親等生活困窮者の生活が安定するように福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・母子・父子自立支援員による就業相談</li><li>・母子家庭等自立支援給付金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施</li><li>・生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施</li><li>・児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給</li><li>・ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援</li></ul> | 子育て支援課 |
| ・女性の再就職のためのセミナー等の情報提供   | 人権推進課  |
| ・医療費の自己負担額助成  | 保険医療課  |
| ・就学援助費の支給   | 学校教育課  |
| ・生活困窮者への支援  | 社会福祉課  |

### **施策⑭ 性的マイノリティに対する理解促進**

性的少数者（L G B T等）についての理解を促進します。

| 具体的な取組                         | 担当課   |
|--------------------------------|-------|
| ・L G B Tなどに関するセミナーや啓発パンフレットの作成 | 人権推進課 |

## 基本方針9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

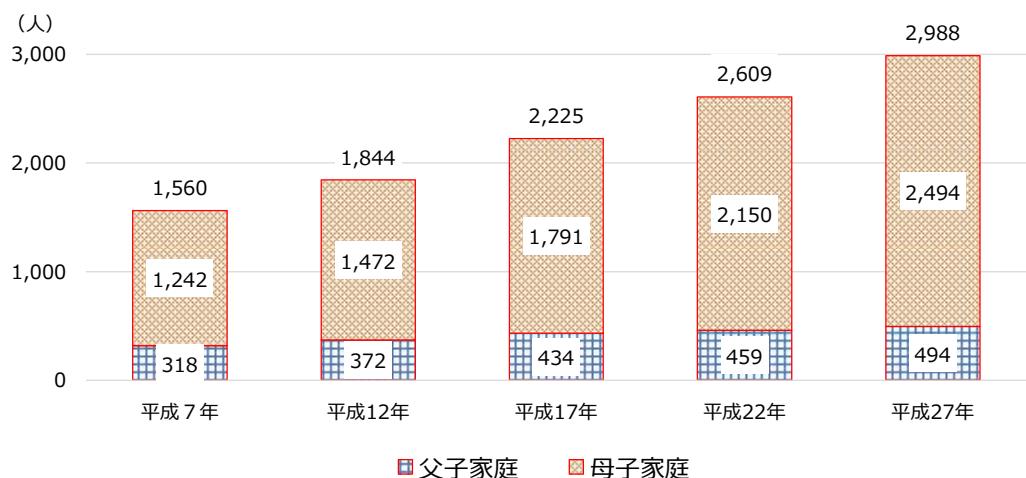
年齢や、障がいの有無、国籍、さらには同和問題等を理由に、困難な状況に置かれている人々がいます。それに加え、女性であるために、より複合的に困難な状況に置かれる場合があります。

困難を抱える女性等の支援には、その背景に複合的な要因が存在する可能性があることを踏まえ、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組や、当事者の事情に配慮した相談支援が必要です。

本市においても様々な困難を抱える人々への支援として相談事業を実施していますが、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は4.5%と、前回調査とに比べてさらに認知度が低下している状況にあります。

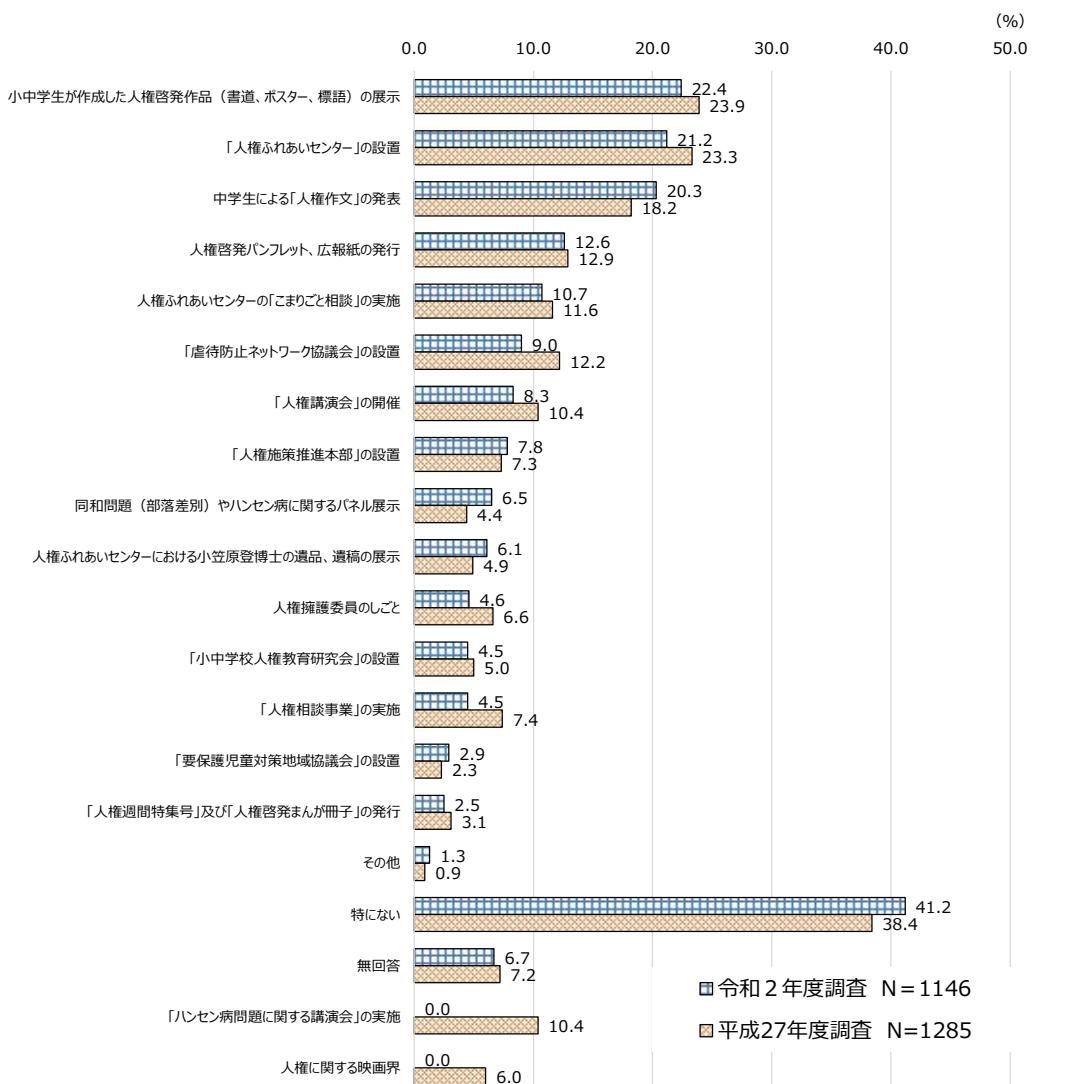
だれもが気軽に相談できる環境の整備や、各種相談機関との連携強化など、相談支援体制の一層の充実に加え、様々な困難を抱える人々が、自立や社会参画への意欲が妨げられることなく安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの状況に十分配慮しながら、施策や取組を進めていきます。

### あま市のひとり親家庭の世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

問：本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

### **施策⑤ 人権尊重を基盤とした取組**

複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていくよう、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めていきます。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・啓発パンフレットの作成（再掲）</li><li>・広報、パンフレット、市公式ウェブサイト等による情報の提供（再掲）</li><li>・人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）</li><li>・啓発用DVDの貸出し</li></ul> | 人権推進課 |
| ・人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施  | 学校教育課 |

### **施策⑥ 相談体制の充実**

女性や子どもに関する人権問題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。

| 具体的な取組  | 担当課  |
|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・広報、市公式ウェブサイト等を利用した相談開催日の周知</li><li>・相談関係機関との連携強化</li><li>・複合的な課題やニーズに対応するための重層的支援体制の整備</li></ul> | 関係各課 |

## 基本方針 10

### 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本となるものです。

女性は、妊娠・出産や、子宮がんや乳がん、更年期障害といった女性特有の疾患など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

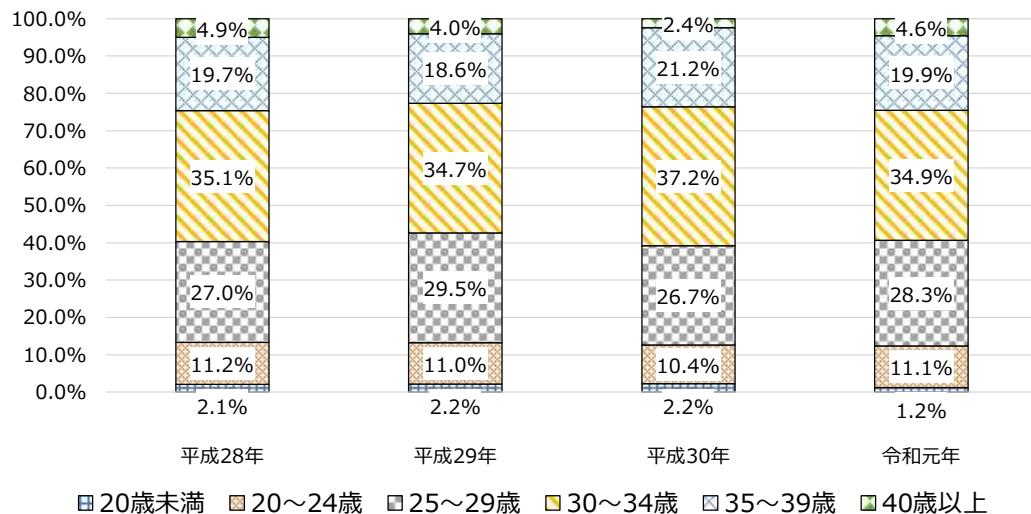
特に、妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年では、婚姻・出産年齢が上昇するとともに、女性のライフスタイルも多様化しており、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されることから、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。妊娠時から乳幼児期まで一貫した切れ目のない母子保健サービスの提供や、小児救急医療体制の充実を図ります。

また、身体の発達とともに子どもの性の早熟化が進んでいる中で、子どもたちが「性と人権」について正しい知識・情報を得ることができるような教育・啓発が重要です。望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防について的確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていくとともに、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の啓発を推進します。

身体的な変化だけでなく、精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的变化に伴い精神的に不安になるなど、心身のバランスを崩しやすくなる更年期等、女性のライフステージごとの課題に応じた心と体の健康づくりを支援します。

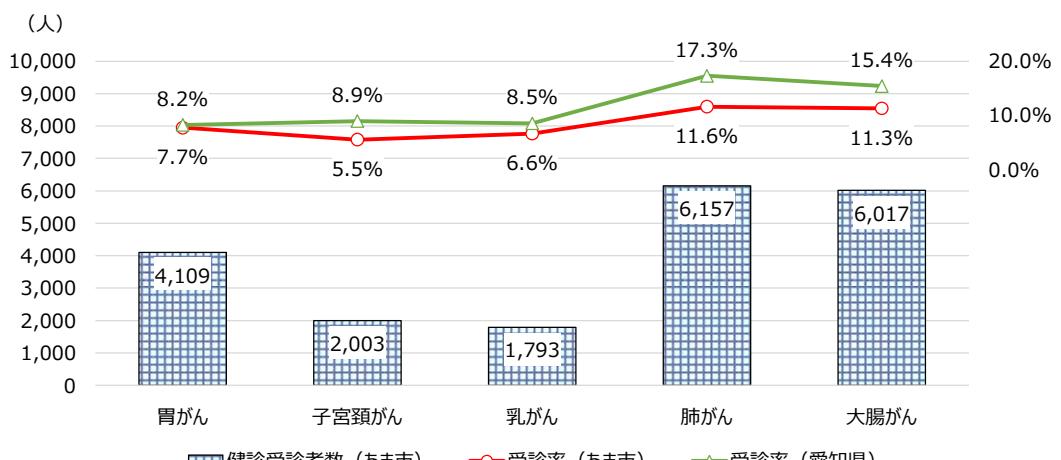
さらに、「人生 100 年時代」を見据え、健康寿命の延伸や健康支援の充実を図ります。

出生児の母の年齢階級別割合の推移



資料：愛知県衛生年報

## がん検診受診者数及び受診率（令和元年度）



資料：あま市・・・健康推進課

愛知県・・・「令和元年度 がん検診の実施状況」

※愛知県受診率は名古屋市を除く

## 施策⑰ 健康増進事業の推進

市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう支援します。

| 具体的な取組  | 担当課   |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>各種検診・健康診査の実施</li> <li>健康教室の開催</li> <li>健康相談の実施</li> <li>健康づくりボランティアの活動支援</li> <li>がん予防をはじめとした生活習慣の知識の普及</li> <li>公認心理師による心の悩みなどの個別相談の実施</li> </ul> | 健康推進課 |

## 施策⑱ 地域スポーツの推進

スポーツを通した健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取組を行います。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>気軽に参加できるスポーツイベントの開催</li> <li>スポーツを推進している団体への支援</li> </ul> | スポーツ課 |

### **施策③� 母子保健事業の充実**

妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう、妊婦健診をはじめとする支援体制を充実させます。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するとともに、多様な教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦健康診査費用の助成</li><li>・産後健康診査費用の助成</li><li>・妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問</li><li>・出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施</li><li>・妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催</li><li>・一般不妊治療費の助成</li><li>・妊娠・子育てつなぐサポート事業の実施</li></ul> | 健康推進課  |
| ・子育てコンシェルジュ事業の実施  | 子育て支援課 |

### **施策④① 学校等との連携による思春期保健の推進**

学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を行います。

| 具体的な取組                           | 担当課   |
|----------------------------------|-------|
| ・子どもたちの年齢に応じた保健学習、健康学習の実施        | 学校教育課 |
| ・学校保健委員会等で適切な性教育やHIV/AIDS等の教育の実施 | 健康推進課 |
| ・性教育やHIV/AIDS等に関する啓発物の設置         | 人権推進課 |

### **施策④② 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援**

女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上を目指します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施</li><li>・妊娠期の子宮がん検診費用の助成</li><li>・健康教室等で、年齢に応じた健康教育の実施。</li><li>・健診の結果説明会で年齢に応じた説明を実施</li></ul> | 健康推進課 |
| ・女性のライフステージに応じた健康に関する啓発物の設置  | 人権推進課 |

## 基本方針 11

### 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

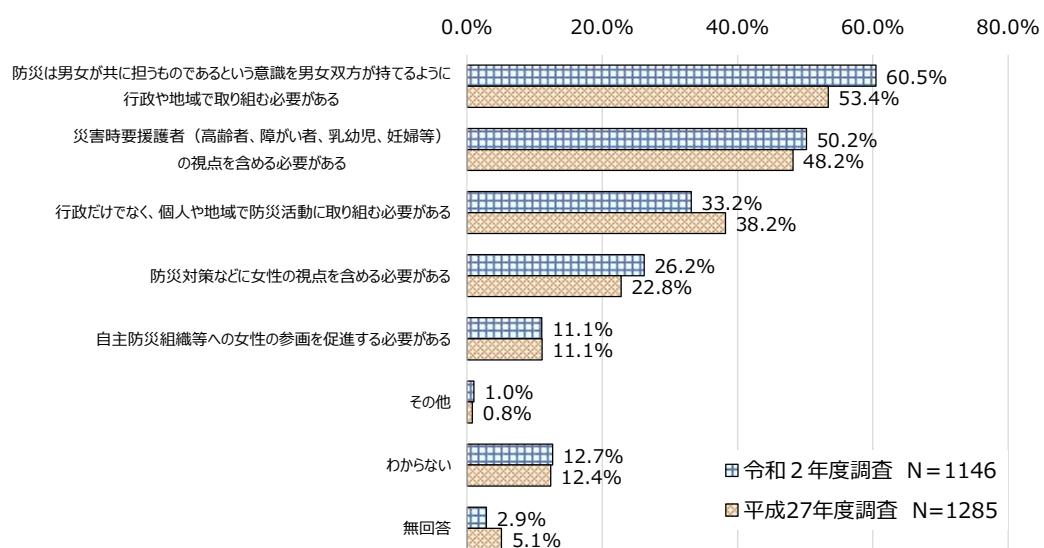
近年では、毎年のように大規模な災害が発生しており、今後は本市においても大規模な災害による被害を受ける恐れがあります。このような状況の中で、防災対策や災害時の対応を定めておく必要がありますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮する必要があります。

国においては、平成 23 (2011) 年の東日本大震災等、過去の災害の教訓をもとに、防災対策や災害対応について男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されています。令和 2 (2020) 年 5 月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されているほか、同年 12 月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」が重点的に取り組む個別分野の一つとされ、「防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」「復興における男女共同参画の推進」等の取組が強化されています。

市民意識調査によると、地域の防災（災害対策）活動の推進について、「防災は男女が共に担うものであるという意識を男女双方が持てるよう行政や地域で取り組む必要がある」が 60.5% と、平成 27 年度調査に比べて約 7 ポイント上昇しています。

男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性を中心として考えられていた防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、女性や要支援者に配慮した防災体制の確立に努めます。

#### 問：地域の防災（災害対策）活動を推進するにあたり、あなたはどのようにお考えですか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## **施策④ 防災分野における男女共同参画の推進**

防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進めます。

| 具体的な取組                           | 担当課   |
|----------------------------------|-------|
| ・市の防災会議への女性の登用                   | 安全安心課 |
| ・ジェンダーの視点による災害対策強化のための啓発、連携体制の推進 | 人権推進課 |

## 基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり (あま市DV防止基本計画)

### 基本方針 12

#### 暴力の根絶に向けた意識啓発

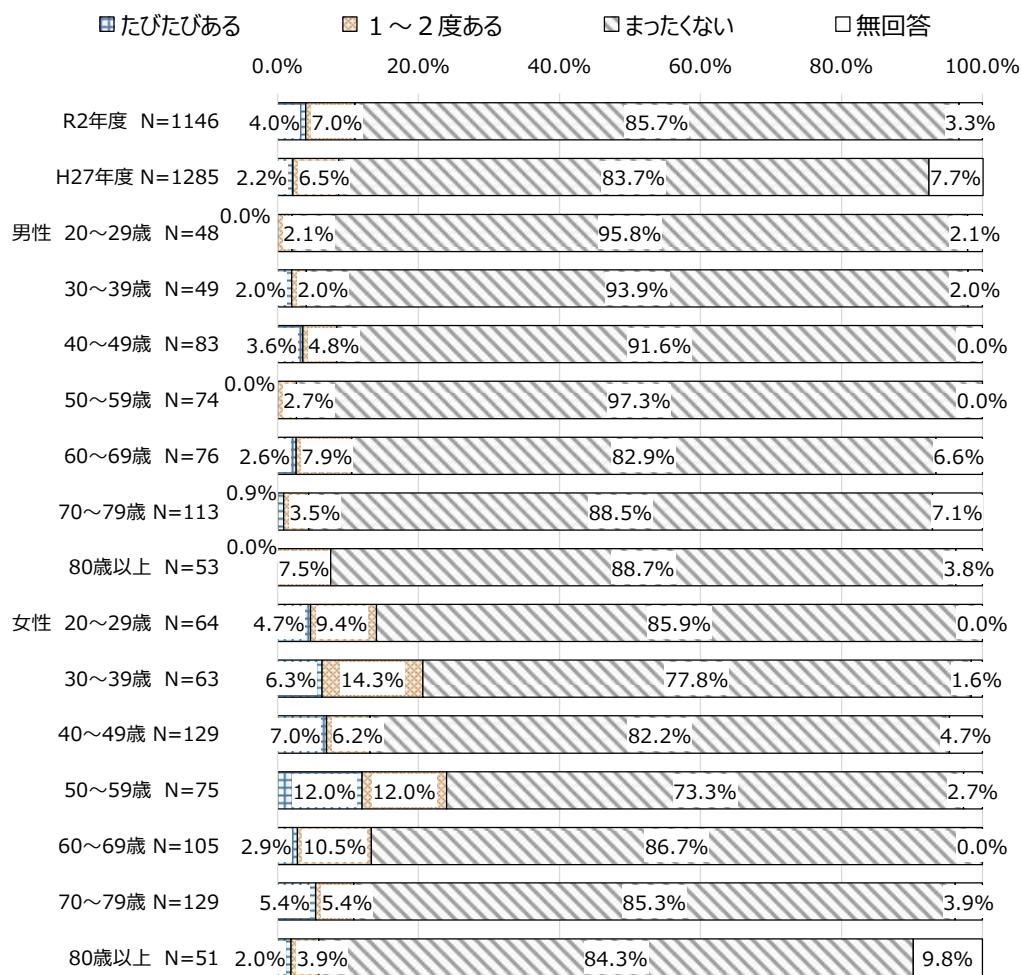
相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為などの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。こうした暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、被害者のその後の人生に大きな支障をきたす深刻な問題です。そして、DV等の暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には男性優位の社会構造や偏見・思い込みが大きく影響しています。

また、インターネットの普及や、SNSなどのコミュニケーションツールの発展・普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象として捉えた表現の氾濫や、交際相手等からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力の多様化、そしてそれらが他人の目が届かないところで行われている問題に加え、若年女性が誘拐・監禁される事件が発生するなど、暴力による被害はより陰湿、悪質なものになっています。さらに、女性への暴力行為が、子どもへの暴力に連鎖していくなど、個人の尊厳が際限なく傷つけられていくことも懸念されます。

市民意識調査によると、DVを受けたことが“ある”と回答した方は、全体の1割程度(11.0%)となっており、特に30代から50代の女性のDV経験が多くなっています。

多様な考え方や生き方が混在している中で、暴力行為は、だれもが被害者あるいは加害者になり得ます。個人の尊厳を踏みにじる暴力は許されない行為である、という意識を徹底するために、様々な媒体を通じて暴力根絶に向けた啓発活動、情報提供に努め、人権意識の向上を目指します。

問：あなたはこれまでに、DVを受けたことがありますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

#### 施策④ 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力防止に関するパンフレットの配布</li> <li>DV相談の窓口等、相談機関の情報提供</li> </ul>   | 子育て支援課 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>DVの相談チラシの作成、庁内に配置</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）の啓発（パネル展、市施設のパープル・ライトアップおよびそれらの各種広報）活動</li> </ul> | 人権推進課  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>DVの相談チラシの作成、庁内への配置</li> <li>広報を用いて相談の案内</li> <li>ウェブサイトを通じた情報提供</li> <li>巡回労働相談の実施、情報提供</li> </ul>       | 産業振興課  |

## 基本方針 13

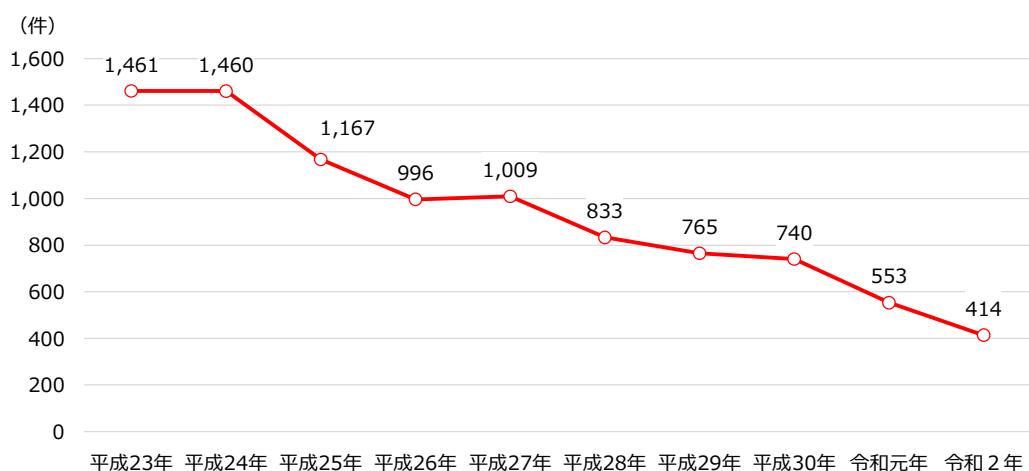
### 犯罪防止に配慮した環境整備

近年では、都市化、高齢化の進行、人間関係の希薄化、核家族化や単身世帯の増加など、様々な社会構造の変化やライフスタイルの多様化に伴い、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。このような中で、犯罪そのものの多様化や、より巧妙な手口による犯罪被害が増えるなど、地域の安全が脅かされている状況が不安視されます。

市民一人ひとりの防犯意識を向上させ、犯罪の未然防止を図るとともに、地域が連携して犯罪行為の早期発見・通報や、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

本市における令和2年度の刑法犯の認知件数は414件、あま市不審者情報配信メールの件数は20件となっています。

あま市における刑法犯の認知件数（平成23年～令和2年）



資料：安全安心課「津島警察署」

### あま市における刑法犯の認知件数（令和2年）

|      | 凶悪犯   | 粗暴犯   | 窃盗犯    | 知能犯   | 風俗犯   | その他の<br>刑法犯 | 合計      |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------------|---------|
| 認知件数 | 2件    | 30 件  | 284 件  | 23 件  | 5件    | 70 件        | 414 件   |
| 割合   | 0.48% | 7.25% | 68.60% | 5.56% | 1.21% | 16.91%      | 100.00% |

資料：安全安心課（令和3年3月末日現在）

### あま市不審者情報配信メールの種類別件数（令和2年）

|      | 不審者  | わいせつ<br>行為 | 振り込め<br>詐欺 | 窃盗  | その他 | 合計   |
|------|------|------------|------------|-----|-----|------|
| 配信件数 | 13 件 | 0 件        | 3 件        | 0 件 | 4 件 | 20 件 |

資料：安全安心課（令和3年3月末日現在）

### 施策④ 地域における防犯対策の推進

市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。

| 具体的な取組   | 担当課   |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・おはこんあいさつ運動の推進（再掲）</li> <li>・防犯啓発プレートの配布</li> <li>・自転車防犯パトロールの推進</li> <li>・青色防犯パトロール団体の設置</li> <li>・地域防犯灯の設置支援</li> <li>・広報、市公式ウェブサイト、街頭啓発等による情報提供や啓発活動</li> <li>・公用車の青色防犯パトロール車化</li> <li>・防犯カメラの設置</li> </ul> | 安全安心課 |

## 基本方針 14

## 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

市民意識調査によると、DVを防止するために必要な事柄については、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が57.7%と最も多く、被害者救済のための社会資源が必要とされています。

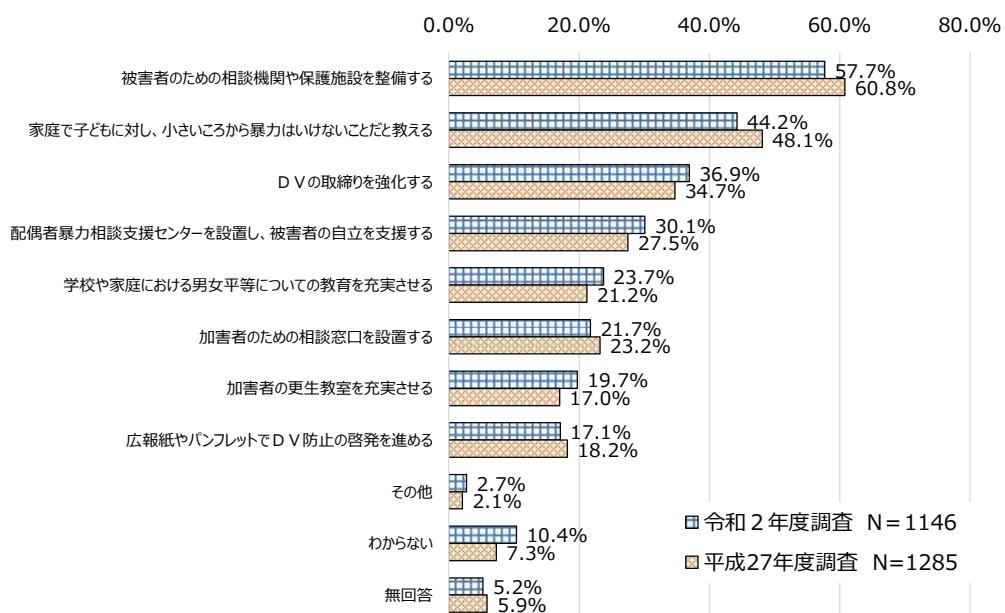
暴力によるPTSD(Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害)は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特にDV被害者の子どもは、DVの目撃体験のみならず、加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。

このため、DV被害者等の相談・支援においては、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援など、それぞれのケースに応じて様々な機能を持った関係機関や民間団体などが情報を共有し、連携して対応することが求められています。

また、DV被害者の自立には、心理的ケアのみならず、新しい生活を始めるために、住まいや就労先を探すこと、子どもがいる場合は保育所等への入所等、新たな生活を迎えるにあたって様々な手続きが必要です。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくため、相談機関の周知や積極的な情報提供、相談機能の強化を図るとともに、被害者の安全確保、法的手続きの支援、自立支援など、切れ目のない被害者支援体制の充実を図ります。

### 問：DVを防止するために、どのようなことが必要だと思いますか。



資料：人権に関する市民意識調査（令和2年度）

## 施策④⁵ 相談・支援体制の充実と周知

DVや虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

| 具体的な取組  | 担当課    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• DV被害者の安全確保と一時保護の実施</li> <li>• 窓口のワンストップ化の推進</li> <li>• 相談員の資質向上</li> <li>• DVや虐待に関する相談機関の情報提供</li> <li>• 他課との連携によるDV被害者支援体制の充実</li> </ul>      | 子育て支援課 |
| • 住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底  | 市民課    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎月の広報及び市公式ウェブサイトに高齢者のDVや虐待に関する相談窓口を掲載</li> <li>• 虐待防止ネットワーク協議会や担当者会議の開催を通じた各機関との連携</li> </ul>  | 高齢福祉課  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報・市公式ウェブサイトで、障がいのある人の相談窓口を周知</li> <li>• あま市虐待等防止ネットワーク協議会や担当者会議の開催を通じて各機関と連携</li> </ul>   | 社会福祉課  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• DVや虐待に関するリーフレットやポスター掲示</li> <li>• こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）の実施</li> <li>• 妊娠・子育て切れ目のないサポート事業としての要支援検討会の開催</li> <li>• 要保護児童対策地域協議会実務者会議の参加</li> </ul> | 健康推進課  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• DVや虐待に関するリーフレット等を児童生徒に配布し、早期発見・未然防止を図る</li> <li>• あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加</li> </ul>  | 学校教育課  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報・市公式ウェブサイトで、児童生徒の教育等に関する相談について案内</li> <li>• 他課との連携によるDV被害者支援体制の充実</li> </ul>   | 人権推進課  |

## 数値目標

| 評価指標   | 第2次計画<br>策定時     | 目標値<br>(令和13年度)  |
|--|------------------|------------------|
| 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革  |                  |                  |
| 【市民意識の変化】<br>「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合                                   | 56.4%<br>(令和2年度) | 65.0%            |
| 【市民意識の変化】<br>学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合                                      | 61.7%<br>(令和2年度) | 71.0%            |
| 【市民意識の変化】<br>地域・職場などにおいて、方針決定の場へ“参画したい”と思う女性の割合（「参画したいと思う」「どちらかといえば参画したいと思う」の合計） | 21.4%<br>(令和2年度) | 30.0%            |
| 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）   |                  |                  |
| 審議会、委員会への女性登用率   | 27.5%<br>(令和3年度) | 30.0%            |
| 一般行政職主査級担当職以上に占める女性職員の割合   | 37.8%<br>(令和2年度) | 40.0%            |
| ファミリー・フレンドリー企業の登録企業数   | 11社              | 21社              |
| 基本目標3 誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの推進   |                  |                  |
| 特定健診受診率  | 46.4%<br>(令和元年度) | 56.0%            |
| マタニティ教室の参加率  | 母親               | 15.6%<br>(令和2年度) |
|  | 父親               | 9.7%<br>(令和2年度)  |
| 消防団員に占める女性の割合  | 0.3%<br>(令和3年度)  | 3.0%             |
| 基本目標4 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）  |                  |                  |
| あま市における1年間あたりの犯罪認知件数   | 414件<br>(令和2年度)  | 320件以下           |
| 【市民意識の変化】<br>「これまでに、DVを受けたことがある」と答えた人の割合   | 11.0%<br>(令和2年度) | 10.0%以下          |
| 【市民意識の変化】<br>DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合               | 11.1%<br>(令和2年度) | 0.0%             |

# 第4章 計画の推進

## 1 庁内における計画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って事業実施に取り組むことが重要です。また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性を持って各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

## 2 市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業者等の主体的な参画が重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

## 3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめどに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。

# **資料編**

## **1 ワークショップ結果概要**

◦

## **2 男女共同参画をめぐる動き**

◦

## **3 関連法規等**

◦

## **4 「第2次男女共同参画プラン」の策定経過**

◦